

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 6 月 16 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 令和 4 年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
専第 9 号 令和 5 年度東白川村一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 41 号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 42 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 43 号 令和 5 年度東白川村一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 44 号 令和 5 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 45 号 令和 5 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 46 号 令和 5 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 47 号 令和 5 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 同意第 6 号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第 16 同意第 7 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 同意第 8 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 9 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 10 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 同意第 11 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 12 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 13 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 同意第 14 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 同意第 15 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 25 同意第 16 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 26 同意第 17 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 27 同意第 18 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 28 同意第 19 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 29 同意第 20 号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 30 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番 安江真治
3番 安江健二
5番 今井美道
7番 樋口春市

2番 安保泰男
4番 今井美和
6番 桂川一喜

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	村雲修	保健福祉課長	安江修治
保健福祉課長	桂川のぞみ	診療所事務局長	安江輝彦
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美道君）

ただいまから令和5年第2回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、2番 安保泰男君、3番 安江健二君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美道君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの6日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの6日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（今井美道君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和5年6月16日、東白川村議会議長 今井美道様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江健二。

例月出納検査結果報告。

令和5年2月分、3月分及び4月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和5年2月分、3月分及び4月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和5年3月27日、4月20日及び5月24日。

3. 検査の結果 令和5年2月末日、3月末日及び4月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上。

○議長（今井美道君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎令和4年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（今井美道君）

日程第4、令和4年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 今井英樹君。

○会計管理者（今井英樹君）

令和5年6月16日、東白川村議会議長 今井美道様。東白川村長。

令和4年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により令和4年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

この件につきましては、3月議会に提出しました補正予算の中で繰越明許費について議決をいただいているところではございますが、今回、地方自治法の規定により、改めまして財源を含めて報告させていただくものでございます。

1枚はねていただきたいと思います。

令和4年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計。

4款1項、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額1,129万4,000円、翌年度繰越額10万4,000円、国庫支出金10万4,000円。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保する経費となります。

6款1項、農地総務費、金額8,500万円、翌年度繰越額650万円、その他455万円、一般財源195万円。農用地修繕工事で、圃場の基盤修繕の経費となります。

8款1項、地籍調査事業（負担金対象）、金額2,665万8,000円、翌年度繰越額998万7,000円、県支出金749万円、一般財源249万7,000円、これは大口・西洞集落の地籍調査事業の経費となります。

8款2項、道路橋梁維持事業（栃山村有地整備工事）（栃山線舗装修繕工事）になります。金額1億1,402万2,000円、翌年度繰越額934万5,000円、一般財源934万5,000円。

8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業、金額8,548万5,000円、翌年度繰越額3,400万円、国庫支出金1,782万円、村債910万円、一般財源708万円。村道木屋下線道路改良工事の経費となります。

計を省略させていただきます。

令和5年6月16日提出、東白川村長。

また、1枚はねていただきたいと思います。

簡易水道特別会計となります。

2款1項、簡易水道建設事業（単独事業）（曲坂川砂防事業第2配水池仮設管布設工事）となります。金額626万4,000円、翌年度繰越額104万5,000円、その他61万4,532円、一般財源43万468円。

3款1項、施設維持管理費（栃山橋水管橋修繕工事）となります。金額4,748万2,000円、翌年度繰越額502万円、一般財源502万円。

計を省略させていただきます。

なお、この繰越明許費は、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による企業会計へ引き継いだものでございます。

令和5年6月16日提出、東白川村長。以上となります。

○議長（今井美道君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、令和4年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎議員派遣の件

○議長（今井美道君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。

以下、派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で御説明いたします。

みのりの郷東白川（株）総会、地場産業の振興に資する。越原センター、令和5年6月21日、今井美和議員。

一般社団法人山に生きる会定時社員総会、地場産業の振興に資する。鮎ヶ瀬会館、令和5年6月23日、今井美和議員。

濃飛横断自動車道事業促進期成同盟会総会・濃飛横断自動車道合同促進大会、産業の活性化に資する。下呂市、令和5年6月24日、議員全員。

「日本で最も美しい村」連合総会、連合加盟地域との交流及び議員の研さんに資する。北海道標津町、令和5年6月28日から6月30日、安江健二議員。

恵那蛭川東白川線・白川福岡線改修期成同盟会定期総会、産業の活性化に資する。恵那市、令和5年7月10日、今井美和議員。

濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議第1回幹事会、産業の活性化に資する。中津川市、令和5年7月27日、安江真治議員、樋口春市議員。

可茂町村議会議員研修会、議会議員の研さんに資する。美濃加茂市、令和5年8月17日、議員全員。

そのほか、既に議長決裁によって議員を派遣したものにつきましては、お手元の資料を御確認ください。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（今井美道君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式でマイナンバーカードについてお伺いをいたします。

先月5月16日の中日新聞社説欄に、マイナンバーカード制度の根幹揺らぐ混乱と題しての掲載記事があり、マイナンバーカードをめぐる事故が相次いでいる。証明書発行サービスで他人の文書が発行されたり、マイナ保険証では別人の医療情報が閲覧された。マイナカードを使ったコンビニでの証明書発行サービスでは、他人の証明書が交付された事故が東京都、横浜、川崎、徳島など14件確認され、マイナ保険証で別人の医療情報が閲覧された事故も5件起きております。投薬ミスが起きれば、生死に関わる事故につながりかねない。今回は健康保険組合などによる登録ミスが原因とされるが、同様のミスは全国で約7,300件あったという。新しいシステムの導入に伴う不具合は珍しくないとしても、不具合やヒューマンエラーの発生を前提に、二重三重の情報漏れ対策が講じられなければならないとあります。

そこで、当村におけるマイナンバーカードの状況について、何点かお伺いいたします。

最初に、当村におけるマイナンバーカードの申請率は、全国の3月末時点の76%を超えた数値なのか。県内上位に入っているとも聞いていますが、現状をお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

本村のマイナンバーカードの申請状況はどの御質問ですが、3月末時点の申請率は81.36%となっており、全国平均よりは高い数字となっております。岐阜県内では、42市町村中で11番目の数字となっております。

また、実際に本人が受け取った交付率の件数ですが、そちらのほうは76.8%となっており、42市町村中で3番目と高い数字となっております。全国的にはいろいろな不備が報道されていますが、本村では今のところ登録不備などの苦情相談は受けておりません。引き続き、取得の啓発に努めてまいります。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

マイナンバーカードをめぐるっては、国の調査では、富士通 J a p a n のシステムを導入している複数の自治体では、カードを使って住民票の写しなどがコンビニで受け取れるサービスで、他人の証明書の交付間違いが相次いでいると報じられていますが、当村でのシステムの導入はどのように

なっているのかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

住民票などのコンビニ交付サービスの導入状況はというような御質問ですが、今のところ、コンビニ交付サービスのシステムは本村では導入しておりませんので、交付誤りの事例はありません。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

マイナンバーと公的給付金の受け取り口座をひもづける際、本人でなく、家族や同居人名義の口座を登録したと見られるケースが全国で約13万件あったと発表されていますが、当村においても、小さな子供たちや預金口座を持たない方の管理代行をする意味で家族口座を登録されて、今回の修正登録対象になっているのではないかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

マイナンバーカードに公金振込用の口座登録をする際に、本人以外の口座がひもづけされていないかという御質問ですが、制度上は、基本的に本人のマイナンバーカードに本人の口座を登録するということになっておりますので、窓口へ御相談に見えて、職員がアドバイスしながら操作をして登録したという方で、そういう方は見えないはずですが、カードだけもらって、登録のほうはマイナポータルからパソコンやスマホで自分ですることでもできますので、そういう方については、ひょっとするとお父さん、お母さんやおじいさん、おばあさんの口座を、赤ちゃん、小さいお子さんの口座にひもつけてみえるという可能性はありますが、そういう方については、今報道でもありますように、J-LISというところがデータを持っておりまして、そこが9月か10月頃までに点検をするという話ですので、ちょっとそちらのほうは村のほうでは確認できませんが、秋までには確認されると思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

今の答弁の中で、最終的には村のほうも、その数値は確認できるということでしょうか。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

J-LISのほうで確認されたデータについては、御本人さんのほうに通知が行くと思いますので、東白川村で何人ありましたというような報告は、こちらのほうへはないと聞いております。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。分かりました。

先日、地区の集会において、マイナンバーカードの所有者の方で村外に勤めてみえる方から、職場近くのコンビニで住民票や印鑑登録証明の発行サービスができるとありがたいというふうな質問があり、当村におけるコンビニサービスの対応についてはどのようなになっているのかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

コンビニ交付のサービスに対して今後村の対応はどの御質問ですが、初めに岐阜県内のコンビニ交付サービスの導入状況ですが、3月末時点で42市町村中26の市町村で始まっております。東白川村のほかに、近隣で七宗町、八百津町、白川町、中津川市や恵那市などでは、システムは導入しておりません。サービスは始まっておりません。

それは、システムの初期導入費用が、東白川村で入れた場合2,300万円ほどかかり、加えて年間経費が毎年500万円ほどかかるということで高額な費用が発生しますので、近隣の動向に合わせて、近隣がやるときにはというようなことで慎重に検討していきたいと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

現状なされていないということですがけれども、近隣がやられれば順応されるということですので、ぜひその点は重々いろんな情報を集めていただいて、そういう時期には適切に開発をしていただきたいと思います。

それでは、次に保険証のことについて。

マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせたマイナ保険証を、医療機関で従来の保険証を使うと初診・再診ともマイナ保険証より医療費が多くかかると言われ、歯科治療のように月に何度も通う場合、月初めにマイナ保険証を使っても、その月の2回目以降の受診時にも持参しないと、その時点で再診の加算が請求される可能性があると聞きますが、このマイナ保険証の仕組みについて

てお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

医療機関の受付でマイナ保険証を毎回提示しないと診療報酬が高くなるという国の医療保険制度に対する御質問ですが、まず診療報酬につきましては毎年改定されておりますので、今後も改定される可能性があります。

昨年まで、マイナ保険証が始まる前までですけど、紙の保険証では、初診でも再診でも月の初めに保険証を確認のために提示して、同じ月の2回目からは医療機関が発行する診察券を提示すれば受診できるというような医療機関がほとんどだったと思いますが、2回目以降の診察券や保険証を出す代わりに、保険証がひもづけされたマイナンバーカードで受付すると、診療報酬が請求されないということですが、そのときにマイナンバーカードと診察券を一緒に提示するかどうかは、医療機関ごとに異なるかもしれません。医療機関の窓口で、2回目以降の受付の仕方を確認されることをお勧めします。毎回マイナンバーカードを持って行って窓口で提示するということが、みんなに浸透するのには時間がかかるかもしれません。

なお、議員御指摘のカードを提示すれば請求が0点、提示しないと1回2点ということは20円高くなり、その1割とか3割を御本人が請求されるという状況です。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

システムにいろんな機能が入っていると思いますけれども、持っている本人たちは割とスムーズに気楽に使えるような工夫をぜひお願いしたいと思っております。

最後にもう一つお伺いしたかったのは、マイナンバーカードの用途が増えれば事故のおそれも高まりますが、健康保険証の廃止で保険証を持たない人が生まれる懸念もあるので、このマイナ保険証を持たない方の対応はどのようなのかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

保険証が廃止されたときにマイナンバーカードを持たない人はどうなるのかという国の医療制度についての御質問ですが、国のほうは令和6年の秋頃、10月頃には医療保険証を廃止したいと言っております。そのときに、マイナンバーカードを持たない人のために1年間有効の資格確認書を発行するとも言われております。

また、マイナンバーカードを持っていても、保険証とリンクさせたくないという方もありますので、今後の国の法制度の制定や改正を注視していき、保険証が廃止される前には、村として

も広報やケーブルテレビでお知らせしていきますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

やはり新しい制度ということで、いろんな意味があると思いますけれども、1年有効な手当て、あるいはいろんな相談義務が発生してくると思いますけれども、ぜひとも適切に処理、相談なり、措置をお願いしたいと思っております。

ぜひとも私たちが安心して暮らせる村づくりになるようお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

〔4番 今井美和君 一般質問〕

○4番（今井美和君）

通告に従いまして、2点5項目を一問一答方式で質問させていただきます。

最初の質問です。

带状疱疹ワクチンについてを質問いたします。

带状疱疹は、水膨れを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る皮膚の疾患です。強い痛みを伴うことが多く、症状は3週間から4週間ほど続きます。子供の頃にかかった水ぼうそうウイルスが体の中で長期潜伏、感染し、免疫が低下した際などに带状疱疹として発症します。周囲の人に带状疱疹としてうつることはありませんが、これまで水ぼうそうにかかったことのない小児等には、水痘（水ぼうそう）を発症させる可能性があります。

日本では、80歳までに約3人に1人がかかると言われております。また、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の方に、長い間痛みが残る带状疱疹後神経痛になる可能性があります。患者は50歳以上の人が多く、高齢化が進むと発症率も上がります。また、糖尿病などの生活習慣病のある方や関節リウマチなどで免疫の働きを抑える薬を使っている方、そして、がんを患った方は免疫が低下しているため、带状疱疹を発症する可能性が高くなります。

1つ目の質問です。

コロナ禍でのストレスが原因で、近年、带状疱疹の患者が増えているとテレビや週刊誌で伝えていました。つらい带状疱疹にならないために、带状疱疹ワクチンで予防ができます。この带状疱疹ワクチンを診療所で打つことは可能でしょうか。

○議長（今井美道君）

保健福祉課長 安江修治君。

○保健福祉課長（安江修治君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチンを本村の診療所で打つことが可能であるかとの御質問でございますが、診療所でワクチン接種はできます。診療所で接種する場合の手順としては、まず外来受診をしていただいて初診を受けていただき、医師がワクチン接種に関するメリットやデメリット、またワクチンの種類について説明した上で接種日を決定します。診療所には、带状疱疹用のワクチンを常備していないため、ワクチン接種は後日お越しに行います。

なお、事前に電話などで問合せがあった場合は、その旨、説明しますので、事前予約は不要となります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

説明ありがとうございました。

診療所で打てるということでございますが、常に常備はしていないので、打ちたいという方は予約、電話されるか受診をされるということですが、このことも多分村民の方は知らない方が見えると思いますので、今後周知をしていっていただきたいと思います。

そして、このワクチンですが、コロナウイルスワクチンのように助成はなく、全て自己負担になっているわけですが、非常にお高いとお聞きしております。診療所でワクチンを接種した場合、自己負担額というのは幾らか、分かればお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

保健福祉課長 安江修治君。

○保健福祉課長（安江修治君）

今井美和議員の御質問にお答えします。

带状疱疹ワクチン接種を診療所で行った場合の本人負担額はどれくらいかという御質問でございますが、带状疱疹ワクチンについては生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、接種回数は生ワクチンが1回で、費用の負担額の相場はおよそ7,000円から1万円になります。不活化ワクチンについては2回接種が必要で、1回の費用の負担額が、相場でいいますと2万円から3万円で、2回接種しますので4万円から6万円になります。

村の国保診療所で接種された場合の費用の負担額は、5月末現在になりますけれども、生ワクチンが1回で7,150円になり、不活化ワクチンは2万350円を2回行いますので4万700円になります。

参考ではございますけれども、令和4年度までの数年間に診療所で接種された方につきましては、生ワクチンが3名、不活化ワクチンが3名という実績になっております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

不活化ワクチンは2回打つんですが、すごく高いお金でございます。50歳を過ぎたら带状疱疹ワクチンを打ちましょうというテレビのCMがよくやっているのを見かけるのですが、2回打って4万から6万もかかるとなると、打ちたいけど打てないと思われる方もたくさん見えるのではないのでしょうか。

そこで次の質問です。

50歳を過ぎ、免疫力の低下、ストレスなどで発症する带状疱疹、2回打ちますが、非常にお高い。その費用の一部を県内では既に助成している自治体があります。带状疱疹は、発症した人にお聞きすると、動く痛いし、じっとしていても痛いし、かゆいし、熱も出るし、最悪とお話しされておりました。一度発症された方は、2回目、3回目と発症する場合があります。発症する前に、発症した後も、50歳を過ぎたらワクチンを打つという選択を与えていただくために、接種費用の一部の助成のお考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

带状疱疹ワクチン接種費用の村の助成についてのお尋ねがございました。

带状疱疹は、今、御質問の中にもございましたが、50代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われており、議員御指摘のとおり、その原因に免疫力の低下、疲労やストレスなどが上げられます。

带状疱疹予防のためのワクチンの登場は比較的新しく、平成28年3月に国内製の水痘生ワクチン、こちらは今までお子さんが接種していたものと同じものですが、このワクチンが、50歳以上の者に対する带状疱疹の予防、効能または効果に追加となり、50歳以上の方への接種が可能となりました。接種量は0.5ミリリットルを1回、皮下接種で行います。効果は、50歳代は93.8%、60歳代は91.6%、70歳代は78.6%が水ぼうそう、いわゆる带状疱疹ウイルスに対する細胞性免疫が上昇したとの報告がございました。

また、平成30年3月に海外製の不活化ワクチンである带状疱疹ワクチンが、50歳以上の带状疱疹の予防、効能・効果として承認を取得し、令和2年1月から販売が開始をされております。こちらは0.5ミリリットルを2か月間隔で2回、筋肉内に接種をします。効果は50歳代で97.2%、70歳代で89.8%とされています。

带状疱疹ワクチン接種は、通常の予防接種ができる医療機関であればおおむね可能であると思われませんが、現在は任意接種であるため、生ワクチン、不活化ワクチン、いずれの場合も接種費用は全額個人負担となっています。

議員御指摘のとおり、接種費用が高額であるため、その一部を助成している自治体もございます。県全体では11の市町村が一部を助成方式としており、対象年齢は50歳以上とされています。

可茂管内の2市8町村、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町、この2市8町村の中で一部助成を実施している市町村は、5月現在1つ

の町のみであります。助成額は、50歳以上を対象に生ワクチンは1人当たり1回で4,000円を上限となっています。不活化ワクチンは、1回当たり1万円を上限に2回助成となっています。いずれも生涯に1度限りで、接種に必要な費用の半額程度を助成しております。また、可茂管内でワクチン接種に対する助成を検討中としているところは、4つの市と町になっております。

さて、本村の医師による知見によりますと、発症後の治療については現在非常によい飲み薬が出ており、発症初期であれば、1日1回、1週間内服することによって治すことができるそうです。また、重症の場合は、注射や点滴といった治療方法も確立されております。ただ、病気の後遺症として、带状疱疹後神経痛や、病気の出た場所によっては、例えば目の近くであれば角膜炎や結膜炎、耳の辺りにできると難聴や耳鳴り、目まいなどを起こすことがあり、注意を要する病気であることも確かであります。

そこで、带状疱疹ワクチンの一部助成については、このことを国も推奨しており、全国的に公費助成の導入が増えてきています。本村といたしましても、村に住所を有する方を対象に、医療機関は県内外を問わず、一部助成をするよう制度設計をした上で進めてまいりたいと考えております。

助成金額については、この場で申し上げることはできませんが、生ワクチンと不活化ワクチン費用の半額程度を助成したいと考えています。詳しい条件については、改めていろんな形で周知をした上で、予算は9月の議会に上程をしたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

村長からとてもいいお答えをいただきました。ありがとうございます。

带状疱疹が発見、または治療が遅れば、長年にわたり痛みや後遺症に苦しむこともございます。今、村長が言われました半額程度の助成をしていただければ、50歳を過ぎたら带状疱疹ワクチンを打つという選択がしやすくなります。はっきりした金額、制度はまだこれからではございますが、村民の安心のために御英断に感謝申し上げ、この質問を終わります。

次に、2点目の質問、小中一貫校についてを質問いたします。

現在、東白川村の小学生は71人、中学生は39人、合わせて110人です。20年前と比べて、170人ほど減っております。今後も減っていくであろう子供たちに、よりよい教育の場をつくりたい。今、村では小中一貫校の検討に入っております。私も昨年度まで検討委員会の委員でしたが、メリット・デメリットをしっかりと把握、検討し、東白川村にとってどのような形がいいのかを考えていかなければなりません。

1つ目の質問です。

子供の数が少なくなることでメリット・デメリットは何か、お伺いいたします。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

美和議員さんの御質問、ちょうど今、教育委員会が重要課題として検討している小中一貫校の一種、義務教育学校に関することです。今回御質問いただいたことで、村民の皆さんに広く東白川村の教育の今の現状と今後の展望を語るいい機会であると考えておりました、大変感謝しております。ありがとうございます。

それでは、御質問にお答えします。

東白川村の小学校・中学校では、現在最大1クラス17人、最少の場合は1クラス5人ということで、小学校1年生から中学校3年生まで平均すると1クラス平均12人余りです。

少ないことのメリットですけれども、一人一人によく目が行き届くことが上げられます。授業中の発言回数が多くなるとか、担任の先生だけでなく多くの先生に面倒見てもらえるとか、それからリーダー的な立場に立つ機会が増え、人前で話したり、集団全体のことを考えた言動が取れるようになることもあると思います。

それから、学級や学校としてのまとまりとか、団結力が強くなる。また、人を思いやる心もよく育つのではないかと考えます。あと小回りが利くので、急な日課の変更とか、活動内容の変更とか、行事予定の変更などに柔軟に対応できて、教育の機会を損なうことが少ない。また、大規模な学校では難しいこと、例えば旅行的行事などで、一般の人と同じように公共交通機関を利用してスムーズに移動するとか、そういったことが小さい学校だと充実させることができるとして、それも利点として考えられます。

デメリットとしましては、人間関係が固定化したりとか、序列化が進んだりして、変化したり、進歩したりする機会が少なくなるということが考えられます。あと、仲間とうまくいかなくなったときには、その後もずっと同じ仲間と一緒に生活しなければならないということもあります。それから、部活動なんかでは選択の機会が狭められる。それから、これはよきにつけあしきにつけ、いろんな意味で大人数の中でもまれる機会が少なく、精神的な弱さが出やすいかなあということもあると思います。

それから、行事では大規模なものができなくなって、小ぢんまりとしたものになりやすい。それから、PTA役員さんなんかでは、毎年のように役員が回ってくるとか、活動を縮小せざるを得ないとか、そういったことがデメリットとして考えられます。

ただ、これらのメリット・デメリットというのは一般的な傾向を示すものであって、絶対にそうなるということではないと思います。少人数でも、指導の仕方いかんで、精神的に強くたくましい子を育てるということ是可以と考へます。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

少人数のメリット・デメリット、よく分かりました。

本当に子供が少ないと小回りが利く、目が行き届く、すごく分かるんですが、ただ、デメリットとして、やっぱり人間関係とか、部活動の選択ができないとか、そういうのは本当に私たち、外から見ていてもよく分かるので、子供たちにもう少し選択の機会があったらいいなというのはすごく思います。

デメリット・メリットありますが、2つ目の質問に入りますが、小中一貫校を検討することになった経緯というのを御説明いただきたいと思います。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

令和元年度に全学級が20人以下になるということで、第2次教育ビジョンというのを策定しましたけれども、その折に、過去から将来にわたって子供の数をじっくりと見てみました。すると、それまで小・中学校合わせて140人余りいた子供が、今年のように110人に減って、さらに100名を切るような事態になりそうなのが分かりました。実際、最近の出生状況は1年に7人とか9人とかで、今後、全学級10人以下になる可能性もあります。こうなると、いかにも学校規模としては小さい。特に中学校なんかは3つの学年ですので、30名ぐらいになってしまえば、いかにも学校として寂しくなると思いました。

そこで、小学校と中学校の子供たちを1か所に集めた学校、これを小中一貫校というんですけれども、小・中一緒にして全校の子供の数を増やしたら、多少なりとも活気が出て、運動会、行事なんかもやれることが増えて、内容を充実させられるんじゃないかと考えました。

とりわけ小中一貫校の中でも、1人の校長先生の下で第1学年から第9学年まで系統的な指導をする義務教育学校にすれば、先生方の数も小学校と中学校と合わせた数がいただけますので、最近よく行われておる教科担任の先生による授業なんかも、小学校の高学年から実施することもできますし、学力向上も期待できると思います。

また、今大切にしている東白川でやっているふるさと学習も、もっと1年生から9年生まで系統立てた効率的な指導ができるというふうに考えました。あと、PTA活動についても人数的な余裕が出てきますので、連合PTAも必要なくなるということが利点としてあると思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

御説明ありがとうございました。

今の教育長のお話の中で、義務教育学校という言葉がありましたが、今言われたように、校長先生1人の下でということなんですけれども、小中一貫校と義務教育学校というものの違いを教えてください。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

小中一貫校というのは、小・中学校の教員が目指す子供像を共有して、9年間を通じて教育課程を編成し、系統的な教育を行う学校のことを小中一貫校といいます。この小中一貫校には2種類あって、義務教育学校というのはそのうちの一つです。2種類というのは、義務教育学校と、もう一つは小中一貫型小・中学校という2種類です。

違いですけれども、小中一貫校の中に2つあるんですけれども、義務教育学校と小中一貫型小・中学校の違いですが、義務教育学校というのは、1人の校長先生が、さっき言ったように一つの教職員集団を率いて、小・中学生9学年全部を一つの学校として指導する学校のことをいいます。

村としては、小・中学生を1か所に集めて、より大きな集団にしたところに、1人の校長先生の下でぶれない一貫性を持った指導をしてもらったほうが教育効果が上げられるので、義務教育学校を推しているわけですが、もう一つの小中一貫型小・中学校というのは、それぞれの学校があると。独立しているので、校長先生も2人いらっしゃいます。9年間の教育目標とか目指す子供の姿というのは、共有はできるんですけれども、この形態を取る学校というのは、もともと小学校と中学校が隣接しておって、すぐ先生の行き来とか、子供の活動が交流できるとか、そして1校ずつでもちゃんと教育が成り立つというか、ある程度のやっぱり人数がいて、それぞれがちゃんと独立してやっていたりするようなところが小中一貫型小・中学校に適しているなというふうに考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

よく分かる説明でした。ありがとうございます。

3番目の質問に移りますが、ただいま言った小中一貫校、義務教育学校に対する今後の予定というのを教えてください。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

昨年度、小中一貫校の検討委員会を立ち上げて、先日6月9日までに3回検討委員会会議を行いました。その間、県内や県外の義務教育学校先進校の視察に行ったり、保育園、小学校、中学校の保護者とか、それから中学生に対して義務教育学校の説明を行って、義務教育学校にすることについてアンケートを取らせていただきました。

アンケートの結果については、おおむね3分の2程度は賛成意見で、3分の1ぐらいいはまだよく分からないというような回答でしたけれども、今後は夏から秋にかけて、一般の地域住民への説明

会を持ちたいなというふうに考えております。理解を得られそうかどうかというのを探りながら、10月の終わりぐらいには、検討委員会として義務教育学校設立の是非についてしっかりとした案を示す予定です。

基本構想的なものをつくるということですが、その後、議会全員協議会、または議員さんの勉強会のような形で議員の皆様にも説明をし、意見を伺いながら、訂正が必要なら訂正を加えながら、最終的に答申にまとめて村長に提出する予定です。そこで村長さんからゴーサインが出ましたら、12月議会に義務教育学校構想基本計画を提案、説明し、議会の承認を得て、村の方針として決定したいというふうに考えております。

その後は、一貫校検討委員会を一貫校の準備委員会として名称を変えて、来年令和6年度から幾つかの部会に分かれて、改築工事の計画とか、学校の教育目標をどうするとか、教育課程をどうするとか、そういった具体的な活動に本格的に動き出していきたいなというふうに考えております。

その後のことについては、予算的な都合もありますので、明確なことは言えませんが、自分の希望としては、令和7年度に工事にかかっていくことで、最短で令和8年度の開校にこぎ着けられたらというふうに考えておるところです。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

これから村民に向けての地域説明会、それぞれの検討委員会から準備委員会へと進める今後の予定を説明していただきました。

順序は、順番に順序を追っていかなきゃいけないのは分かるんですけども、これから進めるに当たって、まだまだ課題はあると思うんですが、教育長の考えるこれからの課題、クリアしていかなきゃいけない課題というのは、一番は何だと思われませんか。

○議長（今井美道君）

教育長 神戸誠君。

○教育長（神戸 誠君）

課題というのは、やっぱり一番気にかかっているのは、予算的なことが一番気にかかっています。それで新しく校舎を造るわけにはいきませんので、どちらに持っていくとか、その辺のことについてしっかりと検討をして、村民の皆さんの納得のいくような方向に持っていきたいなというふうに考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今説明していただきましたが、まだまだ小中一貫校、義務教育学校をつくるにはたくさんの課題

が残っております。子供たちにとって学びやすい環境をつくり、特色のある東白川村らしい学校ができることを期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

ここで暫時休憩といたします。

時間は5分程度としますが、トイレ休憩、飲物などで、皆さんがおそろいになったら再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

午前10時32分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、第31回つちのこフェスタの開催結果と今後の村としての取組についての質問をさせていただきます。

幻の生物ツチノコを探す第31回つちのこフェスタ2023が、5月3日に水辺公園を中心に4年ぶりに開催されました。当日は天気にも恵まれて、村の人口を上回る来場者で大いににぎわいました。

平成元年に「槌の子探そう会」を中心に立ち上がったイベントですが、親田で約10年間の開催後、現在の水辺公園までの間、三十数年ほど経過をしました。現在、村では最も多くの来村者を見込めるイベントとして定着をしております。今後も、このつちのこフェスタを地域の皆様方の御理解と御協力を得ながら継続していくためには、どのような方策がありますか。数点の質問をさせていただきます。

それでは、第1の質問に入ります。

今年からは参加者の人数が限定をされ、事前での申込みが必要となりました。前回参加をされた方の投稿に、失敗談というのが載っておりました。その中には、現地には早めの8時30分頃には到着をしていましたが、駐車場やシャトルバスの運行に時間がかかり、バスに乗れたのが11時過ぎでした。会場に着いたときは、既に「つちのこ捜索大作戦」は始まっており、そして捜索を切り上げて帰ってきているお客さんもいるほどでありました。また、ツチノコ捜索に参加できるパスポートも完売となっております。パスポートなしで楽しめる催しはやっていましたが、やはりメインのイベントに参加できないのは面白くありません。このようなわけで、早々と私は会場を後にしました。ツチノコ捜索を楽しみに、網や虫籠まで用意して待っていた子供がかわいそうというコメントをされています。

この年は、当初の想定2,500人集客予定が、4,000人超と膨らんだのが原因であり、4年ぶりの開催となった今年は、その事柄を踏まえての選択であったことと思います。今回の募集方法や当日

のイベントを進めていく上での過程、作業等については支障や問題はなかったのかをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

安江健二議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、今年のおちのこフェスタは、晴天の下、会場に2,000人を超える参加者の方、関係者の皆様が御来場いただきました。大きな混乱や事故もなく、無事にイベントを開催することができました。地域の皆様、関係者の皆様、御理解、御協力をいただきまして感謝を申し上げます。

ただいま御質問いただきました、おちのこフェスタ2023の募集方法について回答いたします。

前回、令和元年度に開催しました第30回おちのこフェスタ2019では、約4,000人を超える来場者数がありました。そのときの課題としまして、増え過ぎた参加者をコントロールできず、イベント、駐車場、飲食の対応が十分できなかったという問題がありました。参加者が増加しているということは、イベントが好評であるという現れですが、この状態のままイベントを続けていくことは、参加者の方の満足度を下げ、これまで築いてきましたイベントの評価や地域のイメージを損なうことにもなりかねません。

そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響で人流制限が当たり前になってきて、イベントの手法も大きく変わりつつありましたので、おちのこフェスタの課題を解決する効果的で効率的なイベントの変化を遂げる好機であるというふうに捉えまして、参加人数を約2,000人と設定して事前申込制にいたしました。

結果を申し上げますと、今回のパスポートの発行は1,763枚、本気捜索隊223名の参加、駐車場が473台の利用ということでしたので、当日の駐車場への誘導から受付、パスポートの販売、そういったところまで大きな支障はありませんでした。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

やはり前回の4,000人というのは、とてもさばき切れない人数ということで、やっぱり適正なのは2,000人程度かなという課長のお答えでしたけれども、今後ともやっぱりそのぐらいで推移されるのかなということを思います。

続きまして、第2の質問に入ります。

おちのこ本気捜索隊は、9時から3班に分かれての行動となりましたが、当日は天気も上々で、快適なツチノコ探しとなったようです。また、当日の夕方には、新潟県の方を中心に、おちのこ学会西日本ブロック福岡支部の方々、「プレイボーイ」誌の記者などなど10名ほどが、過去にツチノコ目撃情報のあった現場付近に捕獲用の箱と餌を入れて設置されました。

当日の搜索については、不具合や危険はなかったのか、またその結果についてはいかがであったのかなど、併せてお伺いをいたします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいまつちのこ本気搜索隊の結果について御質問をいただきましたので、お答えをいたします。ツチノコを本気で探す目的で、つちのこ本気搜索隊を3班、総勢231名で募集しましたところ、7分でチケットが完売いたしました。多くの方が、ツチノコ搜索を楽しみにイベントに参加していただいていることが分かりました。また、当日のCATVのインタビューを受けられた方からの意見としましても、楽しかった、また次回も来たいという意見もたくさんいただきました。

来年度は、もう少し搜索隊の人数を増やしたり、事前に企画の説明もしっかりお伝えをしまして、本気搜索隊を続けてまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

7分でチケットが完売したということで、まだまだ本気搜索隊は根強い人気があるということで、今後とも続けていきたいという課長の答弁でした。ありがとうございました。

それでは、第3の質問に入ります。

今回のツチノコイベントには、4年ぶりの開催ということもあり、合計で17社ほどが取材に来村をされたようです。中には全国誌もあり、今回の様子がテレビや新聞、雑誌等で幅広く紹介をされ、その宣伝効果は実に大きいものであると思われまます。

その中でも特に皆様の注意や興味を引いたのが、フランスの方が3名と通訳、日本人の方で、合計5名のチームでした。私は翌日の4日に、今井友樹監督の依頼でこのフランスチームから取材を受けました。この方たちは、日本の妖怪やそれにまつわる伝説、それから昔からよくあったとされるキツネが人をだました話やタヌキに化かされた話などの収集、そして伝説の未確認生物を探し求めているとのことでした。10月には、屋久島にいるとされる未確認生物の探検に行く予定だそうです。なお、このチームはツボイチクマという方がリーダーであり、このチームの映画は来春には完成する予定で、そしてフランスでも公開をされるとのことでした。フランスの方々には、我が東白川村がどのように紹介をされるのか、非常に興味深いものです。映画の完成後、この映像のDVDはいただけるとのことであり、ほかのところの伝説はいかがなものかと非常に楽しみです。

東白川村として、取材に関しての反響やその効果などをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいま報道、マスメディアからの取材についての御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

つちのこフェスタに関する取材の申込みは、その日、全てお受けをいたしました。今回取材を受けたのは、テレビ、新聞、雑誌で17社でございます。また、ラジオ3社にも担当者が出演をしております。

御質問のあったフランスからの取材についてですけれども、未確認生物のドキュメンタリー撮影ということは分かりますが、今のところ、いつどのような放送内容になるか、現在詳しく分かっておりません。ただ、ドキュメンタリーは第1部から第3部までの構成で、第2部の中に東白川村で収録したツチノコの話が放映されるようです。最終的に完成した作品などは、インターネットで閲覧ができる可能性もあるということで情報をいただいておりますので、関係の皆様には、情報が入りましたらお知らせをしたいなというふうに思っております。

なお、4年ぶりの開催ということで注目を集め、たくさんのマスメディアから取材を受けたということで、東白川村にとって大きな宣伝効果になったと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまは課長の答弁、非常に宣伝効果が大きいのではなかろうかということでありました。ありがとうございました。

それでは、4番目の質問に入ります。

サビロ谷に沿って下親田方面に向かって上がっていくと、マス釣り場があり、川向かいの右上に滝が見えてきます。渇水期はほとんど滝に気づきませんが、雨季には結構な量の水が落ちてきています。また、冬には氷が張り、つららとなつての景観を醸し出しています。以前は、木橋を渡り、急な坂道を上っていくと、大平と呼ばれるところに出ました。ここには、ツチノコにまつわる伝説があったと言われる場所があります。

戻って、サビロ谷に沿って上がっていくと三才淵があり、人家のないところを行くと畑薙橋が現れます。ようやく家がぼつぼつ見えてきます。分かれ道の右側が一木方面、左側が上親田方面、正面が小笹、大明神、黒川方面ということになります。小さな公園と休憩所があり、その左上の階段を上った小高い場所につちのこ神社があります。普通に車で走っていると気がつかない場所で、見落とす方もお見えになります。

つちのこ神社の敷地内に立ちますと、眺めがよくなり、北の方角に現在植林はしてありますが、元茶畑であり、ツチノコの複数の方の目撃情報のあった場所が見えます。さらに西の方角には平や西洞の山が望め、先ほどの大平があり、南側にはかつての開墾地であり、5軒ほどが養蚕業や炭焼きを営んでみえた大槲という地名の場所があります。ここにも、かつてはツチノコの目撃情報がたくさんあったようです。

つちのこ神社の登り口の壁面に所在を示す看板、そして神社の境内には先ほどの3か所を示す案内板、また途中の道路端にも案内板を設けていただくとよろしいかと思います。これはなぜかというと、イベントがない時期にもツチノコを探したり、つちのこ神社にお見えになる方があります。こういった方々のためになればと思います。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

地域振興課長 今井信和君。

○地域振興課長（今井信和君）

ただいま、つちのこ神社のパンフレットや看板設置についての御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、つちのこ神社は、マスメディアの影響もありまして観光施設として注目され、現地に訪れる観光客の方が増えているというふう聞いております。つちのこ神社への案内看板につきましては、地元からの要望がありましたので、つちのこフェスタ実行委員会で5枚の看板を作成し、現在設置に向けて準備を進めております。

また、つちのこ神社のパンフレットにつきましては、神社の関係者の方でパンフレットが必要だということでしたが、地元で、また関係者の皆様に一度御検討いただきたいというふうに思っておりますが、当面は村のパンフレットでありますガイドブック、また「つちのこ秘伝」を風雨の当たらないようにケースに入れて、駐車場でもありますつちのこ公園の中に設置をしたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

先ほど言いましたように、例えば大平とか、大槇とかいったところに、今は山の中なんですけれども、そこも山道を整備して、ハイキング等で行けばかなり面白いかなということを思います。そういったことで、5月3日が済むと水辺公園へ来ても何のツチノコの面影もありません。そういったことで、そういった場所をぜひ訪ねてほしいなということを思います。

それでは、最後の質問に入ります。

過去には、地域おこしなどで全国には数か所にツチノコを探すイベントが見受けられましたが、現在では非常に下火となっています。ツチノコは懸賞金がかけている市町村が多く、大体が生け捕りが条件になっているようです。現在賞金があるのかどうかは不明ですが、このように紹介をされています。

紹介の欄を見ますと、まず一番初めに出てくるのが東白川村で賞金が100万円ということになっています。その次が和歌山県すさみ町で、賞金が100万円と副賞がイノブタ1頭というふうになっています。あとは、奈良県下北山村には賞金が100万円、兵庫県旧千種町には賞金が何と2億円、

兵庫県旧美方町には別荘地100坪、広島県旧上下町は賞金300万円、岡山県旧吉井町は賞金が2,000万円、西武百貨店は写真が6万円・遺体は10万円・生け捕りは30万円、山と溪谷社は生体写真で10万円、学研「ムー」は賞金が100万円ということで、様々な値段をつけての搜索ということになっております。実態は分かりませんが、そういったことが紹介をされております。

夢とロマンがあり、家族で一日中遊べる楽しい田舎のイベント、この東白川村のつちのこフェスタを、今後どのように展開されていくのかを村長にお伺いいたします。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

東白川村として、このツチノコイベントを今後どのように展開していくかという御質問がございました。

結論から申し上げますが、村としましては、来年度以降もつちのこフェスタは継続してまいります。今年度の開催は、反省点はございましたが、それ以上に人数をコントロールできたこと、苦情が少なかったこと、マスコミ等の効果が大変多かったこと、先ほど答弁したとおりでございますが、大変大きな収穫がありました。今後は、この強みをさらに伸ばすための取組を行い、費用対効果の高いイベントに育て、磨き上げてまいりたいと考えております。

また、職員がこうした大きなイベントを経験し、その作業に従事することにより、職員の能力アップ、人づくり、こういった形にも将来のために大変有効と考えておりますので、引き続きこのイベントを開催し、そこで得ました人間関係あるいは知見、こういったものを平時の業務にも役立てていけたらというふうにも考えております。

村として、重ねて申し上げますが、引き続きつちのこフェスタを継続してまいる所存でございますので、関係の皆様方の御協力をよろしく願いいたします。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

3番 安江健二君。

○3番（安江健二君）

ただいまは村長から非常に力強いお言葉で、継続していきたいと。そして、職員の研さんの場にもしたいというお答えがありました。ありがとうございました。

最後に、山あいでの目撃情報や伝承を追ったドキュメント映画「おらが村のツチノコ騒動記」が今年の夏に完成予定です。東白川村出身の今井友樹監督は、ツチノコを通じ、環境破壊や過疎化など地方が抱える問題も描くとされています。8月には上映が予定されていますが、とても待ち遠しいところです。

今後、ツチノコイベントがますます盛り上がり、より一層関係人口が増えることを期待して、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一括方式にて質問をさせていただきます。

今後の村の在り方について、3つほどの質問を一括でさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず第1. 子供たちの進路支援について。

都市部と比較しまして、多くの事柄に選択肢が少ないのが村の欠点でございます。それは、進路選択においても同じではないでしょうか。情報が豊富に得られる昨今では、村の子供たちとはいえ、希望する進路も多様化しております。子供たちが選択しようとする進路を保護者が支えたいと思うことは、当然のことではないかと思ひます。選択肢を狭くしないために、進路時に下宿、寮、マンションなどを利用するという方法があります。これは以前からずっと長年の間、村で行われておった方法であろうかと思ひます。

現在、村では、自宅からの通学を推奨するために、政策として、通学とそうではない場合とで支援に差をつけております。残念ながら、それでは保護者や子供にとって、選択しようとする進路によっては村がどうしても応援してくれていないようなイメージ、そして、もしくは村がこうあってほしいというような進路に対して、強力なメッセージが子供と親に届いているような気がしております。結果的に、子育てを応援するという純粋な状態が阻害されているような、そんな感じを私は感じております。

そこで、全ての進路選択に対して、村にとって有益であるかどうかには関係なく、平等に応援するような政策に変更してもらえないかという提案をしたいというのが1個目の質問の趣旨になります。

例えば、都市部と同等の進路選択をしようとするときに生じてしまう不利な点を補完するのが目的であるような政策です。例えば進学しようと思うと、進学塾等が村にはありません。そういうようなものを、どうしたらそれと同等の学習機会を与えることができるのか。そんなようなものを一緒に村が考えていただければというような意味になります。

最初の質問としては、以上の提案に対します村のお考えを伺ひます。

じゃあ次に、一括ですので、続けて次の質問に移ります。

2番目に、街灯について。

現在、街灯の多くは民間の余力を基にして維持管理がなされております。これは、多くのとひひますのは、この間、村の報告から感じるところですと、半分ほどが村、半分ほどが民間で運営されているということで、全てではないということをお断りしておきます。

昨今の電気代の高騰化、住民の高齢化、商業の衰退などが原因となって、維持や管理が困難になってきています。それと同時に、住民の高齢化や空き家の増加、そしてまた商業の衰退というのは、ダイレクトに村の夜が暗くなっているという状態にもつながっております。今までは、店舗であつ

たり、住宅の明かりが夜になってもともっているということが多く、それに対して足りない部分を街灯が補うという形で村全体が明るくなっておりました。これからは、民家と店舗の明かりが少しずつ暗くなっていく現象、常に暗くなっている現象を鑑みますと、街灯というものが非常に重要な役割を持っているのではないかと思います。

街灯という役割ですが、安全や安心のために必要であることは当然です。しかし、それだけではなく、夜になっても真っ暗ではない村というものを演出する必要があるのではないかと考えております。そのためには非常に役に立っているものと思います。

日頃村長は、とにかく西から帰ってくると、村は暗いね、西は明るいけどとおっしゃっております。まさにそれが、やはりイメージとして暗いということが、どうしても田舎のイメージにつながるのではないかと、寂しさにつながるのではないかとというのがこの意味になります。

そこで、若者を増やそうと今している、特に人口対策の主流は若者だとおっしゃっているこの村の中では、夜が明るいという要素はもしかしたら重要なことではないかと、村をつくるために必要ではないかと考えております。

そこで、2つ目の質問になります。

民間の余力だけに頼らず、左右されずに、夜でも明るい村を維持していくためには、街灯に対して行政の今以上の積極的な支援が必要だと思いますけれども、村の考えを伺いたいと思います。

では、続きまして3つ目の質問になります。

イベントの在り方について。

40年ほど前に、全国で村おこし旋風が吹き荒れました。その時期と一致するように、村でも多くのイベントが構築されてきました。民間にも行政にも人的・金銭的余裕が十分にあった40年前と違って、今は余裕がなくなってきています。それでも、いまだに同じようにイベントを維持していることに疑問を感じています。イベントを仕掛ける目的は何なのか、そして村が大きく関与しながらイベントを行う理由とは何であるかを考えてみたいと思います。

イベントがマスコミに取り上げられることで、東白川村の名前が広く知れわたることがメリットであると考えられています。しかし、名前が知れわたることは、そのまま村のメリットになるのかどうかではなく、村や村民にとって、もっと具体的にどのようなメリットに通じているのか、その点がよくまだ分かりません。具体的なメリットが何かを考えると同時に、今度は名前を売るために使われた税金というのがあります。それと得られたメリットというのが、その具体的なメリットとのバランスが果たして取れているのかを分析することが大事ではないかと思います。

今度は、デメリットについても考えてみたいと思います。

大型連休であるゴールデンウィークであるとか、盆休み、実はそこを狙って村のイベントが開催されております。かつては田舎から村外へ出られた方が、大型連休にはそれぞれの家庭に帰られて休みを取るとというのがこういう田舎の本来の姿でした。それを現在、村ぐるみで行っているのが現状ではないかと、一応簡単に自分なりに推測はしているんですけども、そのときに来られるお客様さんに対して、仕事としてそれを迎え入れる人、それを仕事にしている人、それが当然そのとき

に休めないのは、週末、接客業をしている人が休めないのと同じ理由で、これは当たり前のごことで仕方がないことだと思います。

しかし問題は、仕事以外であるにもかかわらず、個人であったり、家庭が、本来だったら個人・家庭の事情によって自由に休みを満喫できるはずの大型連休に、田舎であるがゆえ、村であるがゆえに、何らかの形で村の政策によって自由に休めなくなっているという考えには考えられないでしょうか。それが、もしかしたらデメリットの一つではないかと。これは一つの私の考えでありますけれども、そう思います。これは私の考えるデメリットでございます。

そこで、最後の質問になります。

村が関与するイベントについて、メリットというものをどう分析しているのか。そして、税の投入とのバランスをどう考えているのかをまずお聞かせください。

そして、先ほど申しましたデメリットというものについては、村はどのような考えを持っているのかを併せてお答えください。

以上で質問を終わります。

○議長（今井美道君）

教育課長 村雲修君。

○教育課長（村雲 修君）

ただいま桂川議員から御質問のありました子供たちの進路支援について回答させていただきます。

現在、東白川村の高校生が通学するための支援は、東白川村高校生通学支援事業で、それを利用する高校生は、令和4年度の実績ですが、自宅通学利用者は26名、下宿・アパートからの通学は18名となっております。この東白川村高校生通学支援事業は、平成25年に改正され、現在も継続してこの制度を続けております。これ以前は、東白川村自宅通学高校生支援事業でした。平成25年にこの全部を改正いたしました。

改正した理由ですが、その当時、白川町にありました白川高校が閉校、加茂高校へ統合に伴って、多くの高校生が自宅から通学できる手だてとして、白川町が実施する高校生のスクールバスを濃飛バスが委託事業によって運行する方法で、東白川村は運行費の負担金を白川町へ支出する仕組みでした。

また、この改正の前は、平成24年には高校生の通学支援拡充の協議を行うために、高校生通学支援拡充プロジェクトというものを開催しております。その協議を経て、現在の東白川村高校生通学支援として事業を実施しているところでございます。よって、現在もそれを続けておる状況です。

この事業の目的は、東白川村の人口対策と地域活性化の促進、さらに保護者の経済的負担の軽減を図るため、ここを目的として、東白川村として高校生を持つ親の悩みや負担の解消といったところにつなげていくという形となりました。

また、平成28年にも高校生通学支援に関するアンケート調査を実施しておりますが、そのときの回答には、桂川議員が言われるように、自宅通学と下宿やアパートなどから通う高校生の保護者支援に差があることを不満と感じる御意見はございました。しかし、逆に家から通学させられるので、

子供の様子をよく分かり助かっています、こういった意見があったことも事実です。

本来、この事業の目的は、人口対策と地域活性化の促進です。村に住んで村から高校へ通うことで、多少なりとも村の活性化につながっておると思います。また、可茂地区の高校に通うことで、卒業後、自宅から通勤できる場所に就職する確率も高くなり、人口対策、村の活性化にもつながってくると考えます。よって、自宅から通学する高校生の補助を厚くしていることは、事業目的達成のための手段であると考えます。議員が言われる平等性を保つため、全ての高校生通学に対する補助を一律にすることは、この事業の目的の趣旨とは、ずれてくると考えます。

また、子供さんの進路は、本人と家族が相談して決めるものでありまして、村が関与することはありません。また、自宅通学も本事業によって強制するような内容でもございません。したがって、議員が言われた子育てを応援することを阻害することにはつながらないと考えます。

さらに、都市部と同じ進路選択に、この村の全ての子供たちが合わせる事が望ましいのかといったところにつきましても、自宅から高校へ通ってほしいと思われる親御さんもおられるということからしますと、美濃加茂、可児市、下呂市といったエリアの高校選択も重要な選択肢ではないでしょうか。そのように考えております。よって、現在の高校生通学支援事業につきましては、同じ内容として継続することが望ましいのではないかというふうに思われます。

以上、私からの回答とさせていただきます。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員から、村の街灯についての御質問がございました。この質問にお答えをします。

この街灯の質問につきましては、令和2年の3月定例会でもいただいており、その際に、街灯の台帳と街灯の場所が分かる地図の作成をすると答弁させていただいた経緯がございます。この点につきましては、先般の総務委員会協議会の折にも触れさせていただきましたが、現在村内には、村が設置し村が維持管理を行っているものが195本、自治会で設置され自治会が維持管理を行っているものが114本、全体で309本の街灯があります。さらに個人で、子供たちの通学のためといった考えから個人的に設置されているものもありますので、350本近くあるのではないかと考えております。

議員のお話のように、夜でも明るい村をつくる事が若者を増やすための人口対策につながるという考え方は、議員の御意見でございますので、お伺いしておきますが、街灯の役割は、いわゆる安全・安心のための防犯灯の役割のみならず、地域を明るくする、にぎわいをつくるといった意味で大変重要なことであるということは重々承知をしております。村内でも、地域の街灯を自分たちの手で維持していこうといった声も少なからずあることも伺っております。

御質問の街灯に対する支援につきましては、議員がおっしゃるところの余力、いわゆる民間の活力を尊重し、地域で立てられたもので、これまでどおり自治会や個人で維持していけるとは引き続き維持をお願いし、どうしてもやむを得ない事情で維持が困難となった場合は、村が相談に応

じ、街灯を御寄附いただくことを考えております。こうした際には、防犯や交通安全等を考慮し、別に定めております防犯灯設置及び維持管理に関する規定に基づき精査をさせていただき、真に必要なもののみ残していく方向で考えてまいりたいと考えております。街路灯については以上でございます。

次に、イベントの在り方について御質問がございました。

まずは御質問にありました、村の名前が知れわたることが村や村民にとって具体的にどのようなメリットがあるかよく分かりませんということについての説明をさせていただきます。

まず、村外へ出てビジネスをしておられる方々の立場になってみた場合、お茶や木造注文住宅を販売する、こういった営業をするに当たって、あなたはどこから来たのというようなことですが、営業する者の出身地、東白川村を認知してもらうことは、営業の最初の一步だというふうと考えております。このことだけでも非常に大きな価値があると思っております。

東白川村は、自然が豊かで、アウトドア施設やおしゃれなカフェがあり、川はきれいで、ツチノコを探している愉快なところ、そして多くの人が集まる場所であるという村のイメージを、今回ツチノコイベントだけでも17社ものマスコミが報道してくれました。こういったことは、物販、旅館、住宅建築、釣り、こういった分野で計り知れない価値を生んでいると思っております。

また、もう一つの価値として、村で生まれ育って都会で暮らす、言わば東白川人がマスコミを通じて元気な村の様子やイベントの開催をしていることを知ることが、とても大きな勇気になるというふうに、価値であるというふうに思っております。このことは、村人会等へ行って大変お褒めの言葉を私自身が承っていることから推測ができます。言い方を変えれば、この2つのイベントの価値を多くの方々を知っておられるからこそ、30年以上にわたり、営々脈々として受け継がれてきたものと考えております。

次に、具体的なメリットは何かということを考えると同時に、名前を売るために使われた税金の額と得られるメリットのバランスが取れているかの分析をすることが必要でしょうという御指摘についてお答えをします。

つちのこフェスタの効果を数値的に測定などはしておりませんが、費用対効果を御質問いただきましたので、今回は公共事業などが行った場合の経済的効率性を計測する手法として、CVMという評価方法がよく使われておりますので、今回あえてその手法に倣って算出をすることにいたしました。

今回の17社の記事や報道を仮に有料広告として出した場合の費用を、今回のイベントの効果とする計算方法であります。新聞社、テレビ局に問合せをしたところ、東海3県に10分間の広告番組を制作して放送した場合はおよそ350万円、これが全国放送でありますと2,500万円。新聞でございませぬが、岐阜県内に10センチ角の広告を出すと16万円、東海3県に同じように10センチ角の広告を出すと20万円。こういった情報を基に、この17社の報道を有料広告として換算、計算してみますと、何と1億6,800万円という数字になります。この17社以外に、ヤフーニュースや7月に予定されている教育テレビでの番組出演などを含めると、さらに大きな金額になると考えております。そのた

め、今回のイベントで支出した村の費用は総額で359万8,000円になりますが、比較をいたしまして、この指摘のバランスは十分過ぎるほど取れていると考えております。

次に、個人や家庭のお休みを満喫できるはずの大型連休に、村の政策によって自由に休めなくなっていること、これをデメリットであるという御質問に対してお答えします。

村民の皆様には、実行委員会、またそれぞれの分野での準備など、開催に向けて大変意欲的に、またボランティア精神でもって御協力いただいております。大変感謝を申し上げます。

昨日も観光協会の総会がございまして、その折にも事業報告、あるいは令和5年度の事業計画について、観光協会は全面的にこの事業について協力をしていきたいというような事業計画案が承認、決定をされたことも申し添えておきます。

自由に休めないという御指摘でございますが、本来、村民の皆様は強制で参加されているのではなく、ボランティア、あるいは交流、ビジネスチャンス、こういった自発的なお考えを持って参加されていると思います。したがって、御指摘のようなデメリットには全く当たらないものと考えております。

以上が私の考えでございます。答弁を終わります。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一括による質問が久々で、そして多岐にわたっての項目でしたので、お答えいただくほうにいろいろ御苦労をおかけしましたことをまずは感謝します。

質問の順番に沿って、また再質問のほうをさせていただきます。

まず、子供たちの進路支援につきましては、先ほど教育課長さんのほうからいろいろお答えをいただきましたが、実はこの中で少し気になるのが、教育課長さん、教育委員会の立場でのお話なのか、村長の教育行政の立場でのお考えなのかというのは、少し分離しにくいという点がありまして、先ほどの課長さんのお話の中で、人口対策であるとか、村の活性化であるというところが、やっぱりずっと入ってきますけど、これが果たして教育という場面と本当にイコールにして語るべきものなのかというところに疑問があったがゆえに、この質問を考えたわけですけれども、やはり教育という向こう側に、人口対策であったり、村の活性化という言葉が見え隠れするというのは、果たして純粋な教育とどうなんだろう。どうしても教育委員会と村長が見える行政との間のすみ分けというのは、今後も大きな課題になっていこうかと思っておりますので、この点は、結論がそうそう出るものでもないと思っておりますので、また一緒になって考えていきたいかと思っております。

その中で、1つだけ誤解のないように申し上げますと、自宅からの通学にメリットがないなんて一言も言っておりません。ましてや自宅からの通学のメリットは、先ほどちょうど課長が説明をしたとおり、皆さんが多く感じているところだと思います。ましてや下宿だとか、アパートへ出している人も、そのメリットを重々承知の上で、あえてそれを我慢して、それを放棄してでも下宿、ア

パートに出さなきゃいけない理由があるかと思います。

だからこそ、その気持ちを補完するためにも、自宅に対してのを減らすのではなくて、それとはまた別に、通学支援ではなく、下宿なり、アパートなり、ましてや学生が緩くなったことによって、岐阜市、高山市への進学というのも年々増えております。もしくは、選択肢の中に確実に入ってきております。

そうなると、ますます親のさっきの話、自宅から本当は通わせたいにもかかわらず、できないという気持ち、そして経済的な支援もしたいとさっき教育課長がおっしゃっていました。だとすれば、なおのこと、下宿だったり、アパートにかかる費用というのは、通学には比較にならないぐらいお金がかかるわけですので、今御回答いただくような問題じゃないです。10年以上、こういう話をずっとやってきていますので、もう一度、その考え方で一緒になって考えていただきたいと思いますので、これについては、教育の問題は実はもう答えは出ていると思しますので、行政としてリーダーである村長さんに後ほど最終的なお答えだけ、考え方だけで結構です。どうするとかしないとかじゃなくて、どう考えているかのことを、ぜひとも行政のトップである村長さんにお伺いを改めてしておきたいと思います。

それで、2番目の街灯についての質問ですけれども、ありがとうございます。常々ずうっと思っていましたところに対して、ほぼほぼ思いが同じような思い、特に一番大事なのは、自分たちでできる場所は地元がしている。これを全然否定する気もなければ、できるものならそのままやっていただきたい、この気持ちも私も一緒です。ですから、僕も地元でありますとか、割と自分の知っているところで、もうつらくなってきた、電気代払うのがつらいよというときの実は受皿が、行政ではなくて、ほかの住民になっています。要は、払ってもいいよという住民のほうにだんだん寄っていっています。まだ今の時点では払ってもいいよと言っている住民が、今まで1本だったものを2本、3本と受け取っています。残念ながら、その人も数年後に、実はあのときはそういったものの、つらいという言葉も受け取っておりますので、村長がさっき言っていただきましたことは本当にありがたい話で、もう無理だと思ったら、ぜひとも村に相談してください、こういう力強いお言葉をいただきました。

そして、村長がおっしゃることはもともとです。村が管理する以上、村が必要であるかどうかを村がしっかりと精査して、その継続維持については、しっかりと責任を持つからとおっしゃっていただきました。本当にありがとうございます。

そこで、第2の街灯につきましては、再質問の御回答はなくても十分な回答だったと思しますので、ありがとうございますという感謝の言葉を申し述べておきます。

さあ、一番の多分問題になろうかと思えますイベントの在り方についてでございます。

ここについても、先ほどからおっしゃっていますメリットがあるという説明については、ほぼほぼ同じ考えでございます。メリットというよりも、効果があるという言葉のほうが正しいかと思えます。宣伝効果については、本当にそのとおりだと思います。同じ広告を打つには、これだけの費用が要る。だから、比較の問題なんですけれども、たった360万で済んでよかったじゃないか。村

民みんなで喜ぼうよとおっしゃりたい村長の気持ちも本当に分かります。

ですが、これはあくまでも宣伝効果です。企業でも何でも宣伝すれば名前が売れる、そんなのは当たり前です。ただし、実際に企業がそれで成り立つかどうかとのバランスを取るのが一番の課題です。村長がおっしゃっていたように、何億とかけてまで村を売り込むべきか、そこに対しては私も否定で、そのまま同じ意見でございます。じゃあ、350万なら安いとおっしゃいましたが、果たしてそうだろうかというところの点だけが、やっぱり疑問が残ります。

そこについては、これは意見の分かれるところですので、この場で結論が出るとは思っていません。なぜかといいますと、税金の使い道を最終的に正しいかどうか決めるのは、僕たちではなくて住民でございます。おかげで、一般質問でこの質問をさせていただいたのは、あくまでも僕の考えがこうである。そして、村の考えがこうであるというのを皆さんの前で具体的にお示しするいい機会になろうかと思って答えていただきました。本当に真摯なお答えをいただいたのと、こういう考えである、これは一つの考え方で、確かにそれをメリットと思える、そう思わざるを得ないお話でございました。

ただし、最終的な税金が高いのか安いのかを判断するのは住民でございますので、この答えについて、本当に村民がどう思うんだろうかというのを思いをはせながら、最終的にもう一度だけ質問したいと思えますけれども、これはちょっとつらい質問ですけれども、村民が自主的に応援してくれるんだと。実はその言葉が、村に帰ってきて、もう何十年と住民が自由選択の中で自由に参加しているんだという思いの中で今日に至っております。イベント等、いろんなものがコロナで4年ぐらい凍結しておりましたときに、みんなが寂しいという声と同時に、ちょっと楽になったわと。いつもはイベントと事業で追われている中で、じゃあそれはうそだったのか、それももしかしたら本当の声ではないか。多くの場所で、実は楽だったよという、いろんな場面で楽だったと、ほっと胸をなで下ろしている村民の顔を4年間見てきた結果、やはりこういう小さい田舎ですから、自主的とはいえ、それは表面的な付度が利いた自主的であって、内心がどうだろうか。私たちは議会でもあり、そして執行部の皆さんは、その住民の内面にもう一度、声なき声に耳を傾ける必要がもしかしたらあるのではなからうかと。この大きなテーマにどうやって立ち向かおうと思ったときの題材が、このイベントに対する考え方でした。

ですので、これも1日や2日で結論が出るとは思っていません。とにかく力の弱い人、田舎については、声の小さい人の声というのは実はなかなか届きません。そういうところに、いま一度耳を傾ける。もしくは、耳を傾けても聞こえてこなければ、胸に手を当てて、相手の胸に手を当てて、そして相手の心の中を読み取る。そんなことを今後ともやっていかないと、たかだか2,000人を切った村でしたら、それが可能ではないか。人口が少ないがゆえに、可能ではないかということを考えまして、この質問を考えたわけです。

ですので、第3の質問に対しては、もう一度村長に伺います。

自発的にみんなはボランティアでやってくれているから、必ず村民は心の底からそれを望んでいるんだと本当に思っているのか。そうではなくて、心の中では違うのかもしれないけれど

も、みんなの利益を考えて一生懸命やってくれるということを理解した上での発言であったのかというところの村長のお考えだけを、実は第3の質問に対してはぜひとも伺いたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（今井美道君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

再質問、まず最初の質問の進路支援のところの御質問、教育委員会と行政目的、教育と行政目的のところの区分、この政策は課長がお答えしたように、行政的な目的であって、子供たちをなるべく育った東白川村で高校へ通っていただいて、また経過的には白川高校がなくなったときに紆余曲折もあったりして、そういった意味で政策的に行政的な考えで通学支援を行っている、これは政策でございます。

進路は、教育は、先ほど課長が言いましたように、個人が決められることでありますので、それは学力であったり、あるいは自分の希望であったり、いろんな要因で進路が決まってまいりますので、そのことに教育委員会が関与することはありません。

私も東白川村は、東白川村でたくさんの方に暮らしていただくためにいろんな政策を打っております。例えば一例を申し上げますが、今、白川町と一緒にやっております公共交通のこと、これも実は高校生がここから多少の部活をやりながらでも通えるように、大変な金額を入れて濃飛バスに支援をしながら運行しております。これは、政策的経費として十分効果を上げていると思っております。数字的なことは上げられませんが、毎年何人かが残って、ここからバスを使って通っておってくれる、これは非常にありがたいことかなというふうに思います。したがって、御質問があった進路選択について、我々が介入するとか障害をしているという考え方は、私は一切持っておりません。

先ほど最初の質問で、例えば塾なんかがあると非常に公平でないのと、ここは意見は賛同はいたしますが、それができるかどうかはまた長い課題かなというふうには思いますけれども、子供たちができる限り都市の子供たちに負けないように、自分の思う進路に向かって突進、進んでいけるようなことを、これは行政として一生懸命考えていくのも私の仕事かなというふうには思っております。現在の制度で満足とは思いませんが、親さんたちの御意見もお聞きしながら今の制度を継続していきつつ、新たな政策を打てる余裕があったり、必要が出てきた場合は、それに対応していきたいというふうに考えます。

次に、3つ目の質問でありましたイベントが、村民が自主的にというところの解釈、これはもう完全に意見が分かれるところでございますが、私はそうは申しましたが、そうとは、自主的に判断していただいているから問題ないよと言ったつもりはございません。どんなことだって、全員が賛成して全員がこれはよしといって事が動くということはないかなというふうには思います。しかし、このイベントについて参加していただける方は、強制ではなくて自主的に来ておっていただけるということを言ったまででございます。

このことについて反対の方も多分あるでしょう。それはあるんですが、先ほど申し上げましたように、村の元気、活性化、こういったことに対して大きな効果があると私も判断し、議会の皆様方も賛同していただけておる、あるいは民間団体である実行委員会、観光協会を代表する実行委員会、各種団体も賛同していただいた上での今は形を取って、ツチノコイベントが実施をされております。

もう少し話をすれば、今度の夏まつりは、商工会青年部を中心とした実行委員会が東白川村を何とか元気にしたいという形で、8月14日にイベントの計画を例年のようにしておってくれます。例年のようにと申し上げましたけれども、今までコロナで制限があったところを元へ戻したい、こういうことをごさいますし、11月の秋フェスタについては産業の祭典ということで継続してまいりますし、12月のお松さま祭りは村民生活に溶け込んだイベントとして、規模はともかくとして、4つのイベントというのはしっかり継続していきたい。これに賛同していただける方々の協力を得ながらやっていきたいと、このように考えております。決して強制はしておりませんし、村民の皆さん方、じゃあ逆に、反問権はないかもしれませんが、私は思うんですけど、これがなかったら、じゃあどうなのと。何て寂しい村というような御批判を私は受けるのではないのかなという思いを持ちながら、こういったことを考えてございます。

質問時間が短くなりましたので、以上で答弁を終わります。以上です。

○6番（桂川一喜君）

以上です。ありがとうございました。

○議長（今井美道君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩で、ケーブルテレビ職員の退出時間とさせていただきます。

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第9号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求

める。令和5年6月16日提出、東白川村長。

記1. 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第2号）（別紙）でございます。

1枚開いてください。

専第9号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,278万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年5月26日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7ページの歳入から説明させていただきます。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額189万8,000円。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

次に3. 歳出。

6款1項7目農地費でございますが、補正額189万8,000円。説明欄を御覧ください。中川原水辺公園管理費で189万8,000円、これは工事請負費でございます。中川原水辺公園の芝張りの工事でございます。これにつきましては、つちのこフェスタのツチノコ宝探しで、ヒノキチップを敷き詰めたところに芝の張り替えを行うものでございます。芝張りの適期を考慮しまして、専決をしたものでございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この件につきましては、せんだって事前説明は受けてありますので、それそのものは認める方向で今議会が動いているわけですけれども、1点だけちょっと伺いたいことがありまして、起きてしまったことは、多少想定外であったり、予定外であったことであり、これは前も会議の折に、ちょっと災害的な要素ですから、急に起きたことだねということはちょっとお話をしましたところですが、問題は、先ほど課長からの説明があったように、植栽の時期がどうしても議会の本会議よりも前じゃないと間に合わないとおっしゃったので、仮にこの本会議で補正を取ると、植栽の時期を逃してしまって1年後になってしまう。だからという説明ではございました。

あえて質問しますけれども、1年後でもよかったんじゃないのという、その1年後でもよかった

んじやなかろうかという疑問点だけちょっと1点残っていますので、これに対して来年では駄目だったというようなことの説明をいただきたいと思います。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

中川原水辺公園は、これから夏のイベント、それから今年、産業祭の場所の候補でもありますけれども、外からのお客様をお招きする大事な場所でございます。それで、あの場所を土が出た状態で、あそこだけ明らかに違うような、管理不足のような状態が見受けられるわけですが、その部分について、村長が、管理をしっかりしてイベントの会場としてふさわしい場所に戻すという判断によって専決処分をさせていただくというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実はこの夏に向かって、皮肉なことに、あのチップのイベントが非常に好評だったがために、ちょっと僕の耳に入っている情報では、民間の会社が1つ、それからぶっちゃけ夏まつりの今度の商工会青年部のやつがあまりに調子よかったので、同じようなイベントをやりたいような話があるんです。これは先人として、同じ現象が起きないような管理者としての十分なる指導をぜひともお願いしないと、えらいことになってしまう。せっかく植栽したやつが。

ということですので、ぜひともその辺についてしっかりしたことをやっていただくということの引換えでないと、これをやって、またこれを繰り返すことになりますので、ちょっと一応これは質問の形で、お答えだけ願います。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

先般専決していただいて、工事のほうは先般6月13日に完了させていただいております。今後の管理については、まだまだ根づいておりませんので、朝は、暑いときにはかん水をしようかなというところでございます。

それと今、副村長申しましたように、夏まつりのイベント等、あるいはこれから祭り、いろんなイベントがありますので、そういったものに活用できるように準備を整えていきたいなというところでございますし、それから今後同じような内容のイベントをされるということについては、一度事業者の方とよく相談をしながら、それができるのかどうかというところも含めまして検討していきたいというふうに思っておりますので、いい反省をさせていただきましたので、どうぞよろしく願います。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

専決に反対するつもりは毛頭ございませんけれども、費用を抑えるために、シート代などを浮かすために、こういった事故が起きたんだろうと思います。ぜひ今後は、こういったイベントをやられる場合は慎重に取り組んでいただいて、かえって後から余分な費用がかからないような努力をしていただけるようお願いをしておきます。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

内部で共有させていただきまして、今後そうしたことがないような取組をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第9号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第9号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩といたします。午後から、また1時にチャイムが鳴りましてから会議を再開いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第41号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第8、議案第41号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第41号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年6月16日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

1ページから8ページ中段までの改め文の朗読と新旧対照表の説明は、さきの委員会で行っておりますので、省略させていただきます、8ページ中段の附則からお願いします。

附則（施行期日）第1条、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号では施行日を令和5年7月1日、第2号では令和6年1月1日、第3号では令和7年1月1日としております。

9ページをお願いします。

第2条では住民税に関する経過措置、中段の第3条では固定資産税に関する経過措置、一番下から次のページにあります第4条では軽自動車税に関する経過措置を規定しており、いずれも適用日以前の税率については、なお従前の例によると規定しております。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号 東白川村税条例の一部を改正する条例について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第9、議案第42号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第42号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年6月16日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例（平成21年東白川村条例第32号）の一部を次のように改正する。

こちらも改め文と新旧対照表の朗読の説明は、税条例同様に省略させていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号から議案第47号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第10、議案第43号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第47号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの5件を補正関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第43号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第3号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,596万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億874万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和5年6月16日提出、東白川村長。

2ページから4ページまでの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、5ページの第2表 地方債補正から説明をさせていただきます。

第2表 地方債、地方債補正。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後は同じでございますので、省略をさせていただきます。変更点のみ説明をさせていただきます。

起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額1億1,590万円、変更後限度額を1億1,760万円とします。

次に、起債の目的、過疎対策事業（ソフト）、変更前限度額3,950万円を変更後限度額3,900万円とします。以上でございます。

次に、7ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、9ページの歳入からお願いします。

2. 歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額3,807万1,000円の追加。普通交付税で収支のバランスを取るためのものでございます。

13款2項2目総務費国庫補助金でございます。補正額399万4,000円の追加。総務管理費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で561万9,000円の追加でございます。2節の戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金で162万5,000円の減額でございます。

3目民生費国庫補助金119万9,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業費補助金が70万円の追加、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事務費補助金が49万9,000円の追加でございます。

4目衛生費国庫補助金、補正額10万5,000円の追加。説明欄を御覧ください。母子保健衛生費国庫補助金でございます。10万5,000円の追加です。

10目の教育費国庫補助金ですが、補正額1万6,000円の追加。特別支援教育就学奨励費補助金でございます。

次に、14款2項3目民生費県補助金です。補正額88万円の追加。説明欄を御覧ください。第二子以降出産祝金支給事業補助金が70万円の追加、高等学校就学準備等支援金支給事業補助金が18万円の追加でございます。

次に、6目の農林水産業費県補助金でございますが、補正額30万5,000円の追加。農地利用最適化交付金が5,000円の追加、県単調査設計事業補助金が30万円の追加でございます。

次に、19款4項4目雑入でございます。補正額19万3,000円の追加です。説明欄を御覧ください。子育てヘルパー利用料が1万6,000円の追加、協力隊住宅敷金返還金が14万7,000円の追加、美しい村づくり委員会事業参加費が3万円、それぞれの追加でございます。

20款1項4目衛生債でございます。予防接種事業で50万円の減額でございます。

6目の農林水産業債、補正額200万円の追加。黒淵農道舗装修繕工事で200万円の追加でございます。

8目の土木債でございますが、30万円の減額。村道舗装修繕工事（前山線）の減額でございます。歳入は以上でございます。

続きまして、3.歳出でございます。

6月の補正につきましては、4月の人事異動、昇格、共済組合の掛金の利率の改定等による人件費の補正がたくさんございますので、人件費の説明につきましては簡単に行わせていただきます。

1款1項1目議会費、補正額14万9,000円の追加。議会事務局費で14万9,000円追加ですが、全て人件費でございます。

2款1項1目一般管理費でございます。補正額120万9,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費につきましては、全て人件費ということでございますし、職員研修費のところ、負担金、補助及び交付金のところが18万2,000円の追加となっております。これは職員研修負担金ということで、技能講習会の参加負担金でございまして、クレーンと玉がけの講習を受けるものでございます。これは、現在集落支援機構に有資格者が1名しかなく、肥料、堆肥などを運ぶ作業ができないということで、作業的にはフレコンバッグに堆肥を詰めて運搬をする、倉庫に収めるというような内容の仕事になりますが、クレーンの相手方になる玉がけのほうの資格も必要ということで取られるものでございます。

次に、2目の文書広報費でございます。5万1,000円の追加です。情報発信事業で、これは人件費の補正でございます。

6目企画費29万円の追加。官民協働のむらづくり体制構築事業でございますが、消耗品費のほうで9万円の追加でございますが、次のページを御覧ください。事業系消耗品費となっておりますが、これにつきましては、美しい村委員会の暮らし体験イベント材料費として充てるものでございます。

負担金、補助及び交付金のところで20万円の追加でございます。これにつきましては、がんばる地域づくり補助金で、労働者協同組合が対象になる補助金でございます。

次に、10目の地域情報化事業費でございます。補正額56万2,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。CATV一般管理費6万円の追加、これは人件費の補正です。CATV番組等制作運営費1万円の追加、これにつきましても共済組合の負担金ということで人件費の関係でございます。CATV機器管理運営費が49万2,000円の追加ですが、工事請負費で電柱の移設工事でございますが、中谷の道路工事に伴う電柱の移転ということでございます。

次に、13目の新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。補正額5万4,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症対策事業で、これも人件費の補正となっております。

次に、2項1目の税務総務費でございます。補正額67万4,000円の追加。税務総務費で、ここは全て人件費の追加となっております。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費4,000円の減額でございます。これにつきましても人件費になりますが、共済費の減額でございます。

次に、2目の住民情報処理費でございます。162万5,000円の減額でございます。これにつきましては、負担金、補助及び交付金が162万5,000円の減額でございますが、通知カード・個人カード関連事務委任交付金ということで、この令和4年度分につきましては3月補正で減額をしたものでございまして、5年度は当初予算に上がっております全額を減額するといった内容でございます。

次のページを御覧ください。

3款1項1目住民福祉費でございます。6万5,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。住民福祉費一般の人件費の補正でございます。

次に、3目保健福祉費でございます。145万円の追加でございます。これも保健福祉費一般の人件費の追加となっておりますが、1名が再任用職員から会計年度任用職員になられたということも含まれております。

次に、4目老人福祉費でございますが、補正額1,120万1,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。高齢者等外出支援事業242万6,000円の追加でございますが、1つは会計年度任用職員の運転手のほうが1人増えたということと、5月から時給のほうを1,000円から1,200円に上げさせていただいて、役場の運転手と同額としたといった内容が含まれております。

次に、地域包括支援センター運営事業75万1,000円の減額でございます。ここも人件費となりますが、ケアマネ1名が月額から日額になった職員がおります。それから、高齢者能力活用協会運営事業24万円の追加でございます。これにつきましては、補助金でシルバー人材センター運営補助金でございますが、これは作業料金の値上げに伴う補助金の増額でございます。

続きまして、次のページですが、【新型コロナ】低所得世帯支援給付金事業928万6,000円の追加でございます。これにつきましては、住民税均等割の非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付するものでございます。270世帯を想定しております。

次に、2項1目の児童福祉総務費でございます。98万6,000円の減額でございます。説明欄を御

覧ください。子育て支援総合推進事業で第二子以降出産祝い金ということで、1人当たり10万円を7人分計上したものでございます。高等学校就学準備等支援金につきましては、3万円の6人分を計上したもので18万円でございます。いずれも県単の事業でございます。

子育て支援室運営事業費でございますが、306万5,000円の減額でございます。これにつきましては人件費の補正となります。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。ここにつきましても、住民税均等割の非課税世帯の子育て世帯に対して児童1人当たり5万円を支給するものでございます。合計で119万9,000円の追加ということでございます。これにつきましては国庫補助金でございます。

次に、2目の認可保育所費でございます。203万7,000円の減額でございます。みつば保育園運営費でございますが、人件費の補正となります。

次に、中ほど下になりますが、4款1項1目の保健衛生総務費でございます。補正額が475万9,000円の追加でございます。保健衛生総務費一般の人件費となりますけれども、ここにつきましては、会計年度任用職員の保健師が1名追加になったこと、それから管理職が1名増えたことが増加の原因となっております。

次に、次のページになりますけれども、2目の予防費でございます。ここにつきましては、過疎債の減額による財源補正でございます。

次に、3目の母子健康センター費でございますが、補正額は40万円の追加でございます。まず、母子健康センター費一般につきましては2万2,000円の追加でございますが、これにつきましては岐阜県日本助産師会の負担金を個人負担から村の負担に変えたということで、2万2,000円の追加となっております。母子保健事業につきましては、委託料でございますが、産後ケア委託料が21万円の追加、子育てヘルパー委託料が16万8,000円の追加でございます。産後ケアにつきましては、想定は1名利用を想定して7日間、これは宿泊ということで想定をされたものでございますし、子育てヘルパー委託料につきましては、1時間300円を28日分の2時間で1人を想定したものでございます。

次に、5目の環境対策費ですが、171万1,000円の追加でございます。これにつきましては、人件費の補正と補助金で、簡易水道特別会計補助金（運営費分）の追加ということでございます。

次のページを御覧ください。

6目の廃棄物対策費でございます。補正額は19万8,000円の追加でございます。これにつきましては、説明欄でございますが、生活排水対策事業費で補助金のほうでございますが、下水道特別会計補助金（運営費分）の追加でございます。

次に、6款1項1目農業委員会費でございます。補正額6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。農業委員会活動費で、電話料・回線利用料等が6,000円の追加でございますが、これはMDMの使用料でございまして、端末の台数の錯誤によるものでございます。

それから、2目農業総務費でございます。補正額82万円の追加。農業総務費の人件費の補正で

ございます。

次のページを御覧ください。

3目農業振興費でございますが、84万2,000円の追加でございます。集落支援機構運営事業につきましては人件費の補正となっておりますし、最後に使用料と賃借料が出ておりますが、車借上料につきましてはユニックの借り上げ料となります。倉庫借上料は、倉庫を借りるための借り上げ料となります。

次に、4目の農業構造改善事業費でございます。88万2,000円の追加となります。農業構造改善事業（一般）でございますが、工事請負費につきましては、黒淵クラブ屋根修繕工事ということで、老朽化に伴う屋根の修繕となります。次に、負担金、補助及び交付金でございますが、諸団体補助金ということで、新世紀工房への製氷機の整備補助ということでございます。

その次に、7目の農地費でございます。185万2,000円の追加でございます。次ページを御覧ください。ここも人件費の補正と、委託料のほうでは農道施設保全強化対策（越原2期）計画策定業務委託料で60万円、工事請負費、農業用施設小規模修繕等単価契約工事が50万円、農道舗装工事が70万円ということでございますが、農道舗装につきましては加舎尾農道となります。

次に、2項1目林業総務費でございます。補正額671万1,000円の追加でございます。これにつきましては、林業総務費の人件費の補正となりますが、ここは職員が1名増員になったことが要因しております。

次に、2目林業振興費でございます。補正額5万2,000円の追加でございます。村有林管理事業で、ここも全て人件費の補正となっております。

7款1項1目商工振興費でございます。補正額108万6,000円の追加でございます。ここにつきましても、商工振興費一般、全て人件費の補正となっております。

次ページを御覧ください。

2目の地域づくり推進費でございます。補正額212万3,000円の追加でございます。地域産業活性化対策事業につきましては、プレミアム付商品券発行事業補助金でございます。このプレミアム付商品券につきましては、夏バージョンということで7月3日に販売を開始する予定でございます。10%のプレミアム分を補正したものでございます。1,200セットを販売する予定でございます。

次に、観光振興事業ですが、消耗品で8万円の追加となっております。事務用消耗品費と書いてありますが、これは着ぐるみのバッテリーを更新するものでございます。

次に、フォレストスタイル事業でございます。これは事業系消耗品で10万6,000円の追加となっておりますが、産直住宅証を30個新たに作るためのものでございます。

次に、地域おこし協力隊事業でございます。47万4,000円の追加でございます。ここにつきましては人件費の補正となります。

それから、補助金のほうで地域おこし協力隊員住宅等補助金が22万1,000円の追加となっておりますが、これにつきましては住宅補助の確定による増額でございます。

次に、地域おこし協力隊定住促進事業につきましても22万4,000円の追加、これも補助金でござ

いますが、これは地域おこし協力隊定住促進補助金のほうが確定による22万4,000円の追加でございます。

次に、集落支援員事業でございますが、ここは全て人件費となっております。

8款1項1目土木総務費、補正額224万1,000円でございます。説明欄を御覧ください。土木総務費一般のここも人件費の補正となっております。

次ページを御覧ください。

公共施設等自主修繕支援事業でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、20万円の追加でございます。公共施設等自主修繕支援補助金ということでございますが、これにつきましては、越原センターの道を挟んだ川沿いの施設でございますが、平2班の集会施設ということで、コミュニティの場というようなことで20万円を新設するものでございます。

次に、官民協働の地域づくり支援事業249万8,000円の追加でございます。ここも補助金となりますが、自助努力による地域づくり支援事業（官民協働）事業補助金ということになっておりますが、これは大沢墓地の駐車場の整備と伐採等に係る費用でございます。

次に、2項1目、道路橋梁維持事業でございます。補正額750万円の追加でございます。まず委託料のほうでございますが、村道日照木等除去委託料につきましては、日向地内で行われるものです。50万円の追加となります。工事請負費につきましては、村道維持修繕工事でございますが、大沢・柏本線、黒川・東白川線、田尻屋線が予定されております。300万円の追加でございます。小規模修繕等単価契約工事でございますが、300万円の追加でございます。村道黒岩線の舗装修繕工事につきましては100万円の追加でございます。

次のページを御覧ください。

9款1項2目消防施設費でございます。補正額759万円の追加でございます。ここにつきましては消防施設管理費ということで、消火栓の設置工事を1か所行う予定のものです。場所につきましては、日向の田口〇〇さん宅の消火栓を引くための工事でございますが、これにつきましては、最寄りが故松岡〇さん宅が一番近いということで、そこから引いた距離が172.6メートルということでございまして、金額的には大きくなりましたけれども、全く近くなかったというようなことが原因しております。

次に、10款1項2目の教育委員会の事務局費でございますが、補正額が407万4,000円の減額でございます。教育委員会事務局費の人件費の補正となりますが、これにつきましては、会計年度任用職員のフルタイムの職員1名が退職したことが要因するものでございます。

次に、2項1目の小学校費の学校管理費でございます。ここも全て人件費の補正となっております。

次に、2目の教育振興費でございます。1万4,000円の追加でございます。小学校教育振興費一般ということで、ここも人件費の補正となっております。

次に、3項1目の中学校の学校管理費でございますが、ここも全て人件費の補正となっておりますが、扶助費のところでは生徒特別支援学級就学奨励費3万4,000円とありますが、これにつきましては

ては特別支援学級「あゆみ学級」に対象者が1名できたということで、それによるものでございます。

次に、2目の教育振興費は1万1,000円の追加でございます。ここにつきましても人件費の補正となります。

一般会計は以上でございます。

○議長（今井美道君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

議案第44号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和5年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,641万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年6月16日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

6款1項1目繰越金、補正額11万円の増。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充てるものです。

8ページをお願いします。

歳出。

7款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額11万円の増。説明欄を御覧ください。一般被保険者保険料還付金、償還金のうち、一般被保険者保険料還付金の還付金で10万8,000円、一般被保険者保険料還付加算金で2,000円の内訳です。以上です。

○議長（今井美道君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第45号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,485万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年6月16日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページを省略させていただき、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

6款1項1目繰越金、補正額165万2,000円の追加。前年度繰越金ですが、収支のバランスを取るための補正です。

次に、8款1項1目指定寄附金、補正額20万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を陰地の今井武司様をはじめ、3名の方からいただいたものでございます。

続いて次ページ、3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額8万8,000円の増額。説明欄を御覧ください。給料4万4,000円、職員手当等1万3,000円、期末手当9,000円、退職手当組合負担金4,000円、共済費3万1,000円の追加、いずれも昇給に伴う補正でございます。

次に、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額156万4,000円の増額。説明欄を御覧ください。報酬、会計年度任用職員報酬で224万1,000円の増、給料99万5,000円の減、一般職員給8万1,000円の増、会計年度任用職員給107万6,000円の減、職員手当等で25万4,000円の増、期末手当50万1,000円の増、一般職1万8,000円の増、会計年度任用職員48万3,000円の増、勤勉手当、通勤手当の補正でございます。次のページをお願いします。4つほど下からで退職手当組合負担金27万4,000円の減、共済費1万円の減、旅費で7万4,000円の追加、会計年度任用職員費用弁償（通勤分）です。いずれの補正も職員の昇給及び異動と、それから介護職員2名の増員に伴う補正でございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額20万円の増額。先ほど歳入で説明をいたしました、いただきました御寄附について医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第46号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款第2項営業外収益を278万8,000円増額しまして1億6,040万4,000円に、収入の合計を2億752万9,000円とするものです。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を278万8,000円増額しまして1億9,037万8,000円に、支出の合計を2億752万9,000円とするものです。

第3条 予算第4条で定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款第1項企業債70万円増額しまして2,670万円、第4項補助金70万円減額しまして9,837万円に、収入の合計を1億5,267万4,000円とするものです。

第4条 予算第4条の2中「807万4,000円」を「834万6,000円」に、「1,505万4,000円」を「4,615万7,000円」に改める。

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

簡易水道事業債の借入限度額を変更し、2,600万円を70万円増額補正し、2,670万円にお願いするものです。起債の方法、利率、償還の方法の変更はありません。

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費を8万円増額しまして、計848万8,000円とするものです。

第7条 予算第9条中「1億9,844万7,000円」を「2億17万7,000円」に改める。令和5年6月16日提出、東白川村長。

3ページの補正予算実施計画書から11ページの令和5年度東白川村簡易水道事業予定貸借対照表までは詳細資料になります。

そうしましたら、13ページを御覧ください。

令和5年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）附属書類にて、詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のまず収入でございますが、1款2項2目1節他会計補助金、補正額278万8,000円の増、一般会計からの補助金になります。収支のバランスを取らせていただきます。

支出のほうです。

2款1項2目配水及び給水費、15節委託料、補正額270万8,000円の増。黒淵の氏神橋の水道天端の修繕設計費用でございます。

4目業務費、1節給料、補正額4万8,000円の増。2節手当、補正額1万5,000円の増。4節法定福利費、補正額9,000円の増。5目総係費、4節法定福利費、補正額8,000円の増。ともに人件費の補正です。

以上が収益的収支の説明です。

続いて、資本的収入及び支出の説明をさせていただきます。

収入、3款1項1目企業債、1節企業債、補正額70万円の増。電気計装関係の機器更新事業について県補助金の内示額が当初より多くいただきました。この関係で、起債をもう少し起こすことができるようになりましたので、補正をさせていただきます。

3款4項2目県補助金、1節県補助金、補正額35万8,000円の増。先ほども申し上げましたが、岐阜県からの機器更新事業のための補助金を35万8,000円、当初予算よりも多く内示をいただきましたので、補正をさせていただきます。

3款4項3目他会計補助金、1節他会計補助金105万8,000円の減。一般会計からの補助金になります。支出の補正が今回ないのですが、今回は財源の組替え補正になります。機器更新事業は、補助金の対象になる対象事業と単独事業がありますが、今回多めに内示をいただきましたので、単独事業の一部に県補助金と企業債を充てさせていただき、村からの補助金を減らす補正をお願いするものでございます。

以上が、簡易水道事業会計の補正予算です。

そうしましたら、続いて議案第47号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款第2項営業外収益を19万8,000円増額しまして1,964万7,000円に、収入の合計を2,666万円とするものです。

続いて支出ですが、第2款第1項営業費用を19万8,000円増額しまして2,477万円に、支出の合計を2,666万円とするものです。

第3条 予算第4条の2中「339万2,000円」を「357万4,000円」に改める。

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

職員給与費19万8,000円増額しまして、計968万9,000円とするものです。

第5条 予算第8条中「1,897万8,000円」を「1,917万6,000円」に改める。令和5年6月16日提出、東白川村長。

2ページの補正予算実施計画書から8ページの令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業予定貸借対照表までは詳細資料になりますので、10ページを御覧ください。

令和5年度小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）附属書類にて詳細の説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出のまず収入でございますが、1款2項2目1節他会計補助金、補正額19万8,000円、一般会計からの補助金になります。収支のバランスを取らせていただきます。

続いて支出でございますが、2款1項4目総係費、1節給料、補正額13万9,000円、2節手当、補正額4万円、4節法定福利費、補正額1万9,000円、人件費の補正になります。以上でございます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の9款消防費のところ、28ページです。こここのところで、消防施設管理費のほうで759万あるという、先ほどの御説明だと新築1棟による工事ということでお伺いしましたんですけれども、1棟、この村の中で水道は行っていないのか、1棟に対する工事として少し高いんじゃないかなあというふうなのがありますけれども、これだけ費用がかかるのをもう少し説明をしていただきたいと思いますけど、お願いします。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

水道が行っていないというところがありまして、そこへ引き込むというような形になります。先ほども言いましたけど、最寄りのところというのがちょっと離れておりますので、そこからしかどうしても、一番近くから引くにしても、そこからということになってしまって、工事費的には上がってしまうということになってしまいます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

村内には、まだそういう水道が行っていないくて、新築が望まれるようなところが何か所かあるのか、教えていただけますか。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

今のところ、こちらでは把握はしていないんですが、あくまでも新築で住宅を建てられるというようなケースがまた出てくれば、それは人口が増えるということですので、ありがたい話はあるがたい話なんですけど、こちらで数的なことはちょっと今のところ把握はしておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

以前、こういったところが1軒ございました。水道が引けていないというところで、消火栓を使って、そこに消火栓を設けた経緯がございます。その場合は水道を引くときに反対をされて、水道が引かれなかったようなところには、なかなか消火栓を設けることができないというような返答でございましたけれども、今回はそこまでわざわざ消火栓を取り付けることにされるわけですか。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

御質問のとおりでございます。わざわざという言い方がどうかと思いますけれども、消火栓を引く工事を進めるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

以前のときはなかなか認めていただけなくて、途中で格納庫を設けて、その自宅前まで消火栓をよその消火栓から引っ張り込んだというような経緯がございました。その場合ですと、ホースと格納庫だけでしたので、このような金額はかからなかったと思いますけれども、100万円以下、恐らく50万以下でできただろうと思いますが、そういったことも参考にされなかったのかどうか、お伺いいたします。

○議長（今井美道君）

答弁とまりますか。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

今の件については、恐らく西洞のケースかなあというふうに思いますけれども、1つは、今のところは給水区域なんですけど、もともと農地を転用して家を建てられるというところだと思います。ただ、西洞のケースは給水区域外のところだったと思うんですけど、そこの違いはあろうかと思しますので、同じような考え方というのはちょっとにくいのかなというふうには思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美道君）

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

ぜひとも変な前例をつくらなくて、その場合も本当に本管は50メートルも離れていなかったと思いますけれども、そのときに御努力いただければ、何とかそこも本管から引けたんじゃないかなあというふうに思います。今後、ぜひとも検討していただきたい。

○議長（今井美道君）

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

今お話しいただきましたように、過去の例もいろいろ見ながら、またそうしたケースがありましたら検討していきたいと思しますので、お願いします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと関連になりますけれども、今回の消火栓の位置を決める場合ですけれども、消火栓から対象となる建物までホースを一体何本延ばすかということなどを基準にしておかないと、ちょうど今7番議員がおっしゃったように、そこから水道工事を宅内に引こうと思うと、そこからの距離が、今度は個人負担の水道料にかなり大きな影響を及ぼすと思うので、ある程度、消火栓と住宅の間の

距離というのを一定のルール決めをしておかないと、あるところは40メートル、あるところは5メートルまで来たという、そこからの工事費に大きな差が出るかと思われます。

それで今回の件なんですけれども、住宅との間のホースの展張距離というのを、一回実態として考えられたかどうかだけ、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

消火栓のホースは1本20メートルなので、たしか。最高でもボックスの中に4本しか入らないので、二四が80メートルまでしか届かないかなあと。なので、ある程度管を持ってこんど、消火栓が届かないかなというところだと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美道君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ちょっと質問の仕方が悪かったと思いますけれども、恐らく4本なら80メートルでオーケーなんですけど、実はその距離をまばらにしてしまうと、個人間に結構な差がついてしまうので、特に新設のときなんだけど、一定のルールの下でやっていかないと本当に不公平になりかねないということで、今の時点では検討できていないということが今のお答えで分かりますので、今後こういうことをやられるときには、とにかく水道の給水区域に限ってはやるというような方向で今言っているのは承知していますので、今度は消火栓によって延長される本管と、それから宅内の距離があまり不公平のないような施策ということで進めていただきたいということなので、一応この返答だけいただければと思います。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

今回の件につきましては、若干疑義があるということは承知をしております、住民の皆様どなたでも理解をしていただけるような基準を設けて、ある程度公表させていただくようなことも必要かと思っておりますので、十分検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

重ねて申し訳ありません。

同じページの官民協働の地域づくり支援事業のほうで、今回大沢地区で申請されて支援されると

いう、これについて異論があるわけでは全然なくて、この制度ができたときには、自治体等が本当に大きな工事等で行政に近いような金額が要る場合、だからといって行政が直接手を出すにはあまりにも不公平になりかねんという税の使い方として、その中間を埋めるものとして発足した事業で、実は受益団体というか、受けることができる団体というのは19の自治会と3つの区ということで、事実上、今22団体が受けることができ、皆さんが積極的に使ってもらえるんだらうと期待しながら議会としてもお認めした経過がありまして、今回思ったより早く大沢地区さんに2回目が回ってきました。

これを反対するという意味じゃなくて、ほかの地区さんの準備が整わなくて大沢地区さんに早く回ってきちゃったのか、この官民協働の事業は、事業としてはなかなか面白い事業なんですけど、利用するのにハードルが高くてなかなか次の利用がないのか。逆にニーズが意外となくて来たのかというのが、かえって大沢さんに2回目来たということで、ぜひとも伺いたくなりましたので、この点だけちょっとお答えしていただけないでしょうか。

○議長（今井美道君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

この事業は大沢地区の歩道から始まっておるとは思うんですけども、基本、自治会とかそういった団体が計画書を作って、地元と調整をして、こういう内容で事業をやりたい、施設を整備したいから補助金を下さいという事業ですけども、今回大沢地区の集落の皆さんには、地域のリーダーが大変協力があって、本当はもっと前から手を挙げてみえたんですけど、なかなか地元調整に頑張っていて、今日までに至ったような感じです。

当初予算で上げるようなこともありましたけど、もう少ししっかり精査して申請してくださいというようなお話をさせていただいて、今年の枠にはどうも予算の関係で入らなかったのも、今回補助金を補正させていただきますし、ほかにも、まだ黒淵地区のほうで墓地の駐車場を整備したいというお話もあります。それについては、まだ農業委員会の許可とか、そういったもので土地の整理をしていただいから正式に申請をしていただくような感じにはなっておりますので、また改めて説明させていただきます。うまいこといきましたら、よろしくお願ひします。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第47号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第3号）から議案第47号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎同意第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第15、同意第6号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

同意第6号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について。東白川村農業委員会委員の任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等及び準ずる者としたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月16日提出、東白川村長。

提案理由でございます。

東白川村農業委員会委員に占める認定農業者等及び準ずる者の割合を、本則では過半数とされており、本村の定数は14人ですので、7名となります。地域事情等を考慮し、過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項を適用するため、議会の同意を求めるものでございます。本村における4分の1の数は3.5人となります。したがって、3.5人以上の4人としたいので、御同意をお願いします。

具体的には、現在の委員の任期が7月19日をもって満了となることから、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、4月3日から5月1日まで候補者の推薦及び募集を実施いたしました。その結果、定員数と同数の14名の応募がございましたが、応募者は同法が規定する原則委員の過半数を認定農業者とする規定を満たしていないために、同法第5条第5項ただし書に規定する例外規定を適用する必要があるため、議会の同意をお願いするものでございます。

別紙説明資料を御覧ください。

認定農業者は、1番の今井健治氏と8番の田口昌克氏、9番の安江敏治氏の3名、準ずる者は5番の大西紘記氏と10番の桂川孝枝氏の2名でございます。準ずる者の大西紘記氏は、平成26年から青年就農者として5年間経営をし、現在も引き続き農業を営んでおり、労働時間、所得とも認定農

業者要件を満たしていますので、準ずる者としての取扱いです。桂川孝枝氏は、認定農業者の親族に当たりますので、準ずる者となります。その結果、条例定数14人の4分の1以上で合計5人となります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今の説明の趣旨、すごくよく分かりましたけれども、これって実は農業委員を応募された結果がこうだったというところで、これを条例改正でそれを合わせるという趣旨がメインなのか、実際に農業委員を構成するときに、積極的に資格のある方、要はできれば過半数を目指してお声がけするなり、内部でと言いながら、過半数に達するということがほぼほぼ不可能なのか、どっちが主体的な状態だったか、もし説明が可能ならばお願いしたいと思います。

○議長（今井美道君）

産業振興課長 伊藤秀人君。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

農業委員の推薦、応募につきましては、あえて認定農業者という者に限っておりません。ですので、農地を持っていれば、どなたでも応募、推薦することが可能となりますので、今回こういう結果となっております。以上です。

○議長（今井美道君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

同意第6号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意については、これに同意することに決定しました。

◎同意第7号から同意第19号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第16、同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第28、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの13件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、以下、同意第18号までの12件までにつきまして御説明を申し上げます。

東白川村農業委員会委員の任命につきましては、農業委員会法等の改正を含む農業協同組合法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、農業委員の選任方法が公選制から村長の選任制に変更となり3年の任期を満了することから、新たに応募のありました委員を御推薦申し上げ、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づきまして、任命について議会の同意を求めるものでございます。

提案理由については、農業委員の任期満了に伴い、新委員を任命するものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。

同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月16日提出。東白川村長。

記、氏名、今井健治、生年月日、昭和61年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇番地〇、任期、令和5年7月20日から令和8年7月19日まで。

以下の案件につきましては、本文の朗読を省略して、氏名、生年月日、住所を読み上げます。任期については同じですので、朗読を省略させていただきます。その後で一人ずつの提案理由を申し上げます。

同意第8号、氏名、安江忠、生年月日、昭和33年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第9号、氏名、田口幸生、生年月日、昭和33年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第10号、氏名、安江豊司、生年月日、昭和26年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第11号、氏名、大西紘記、生年月日、昭和55年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第12号、氏名、安江裕尚、生年月日、昭和28年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地。

同意第13号、氏名、松岡安幸、生年月日、昭和30年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第14号、氏名、田口昌克、生年月日、昭和36年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇番地。

同意第15号、氏名、安江敏治、生年月日、昭和33年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第16号、氏名、桂川孝枝、生年月日、昭和37年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇。

同意第17号、氏名、安江義文、生年月日、昭和35年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村神土〇〇番地。

同意第18号、氏名、今井一孝、生年月日、昭和27年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地。

それぞれの提案理由でございますが、同意第7号の今井健治氏は、五加宮代にお住まいで、現在37歳、農業委員の現職で、畜産業の認定農業者であります。

同意第8号の安江忠氏は、越原〇〇にお住まいで、現在64歳、新任委員になられます。

同意第9号の田口幸生氏は、神土〇〇にお住まいで、現在64歳、新任委員となられます。

同意第10号の安江豊司氏は、神土〇〇にお住まいで、現在71歳、新任委員となられます。

同意第11号の大西紘記氏は、神土〇〇にお住まいで、現在42歳、新任委員で、水稻を中心とした認定農業者に準ずる者であります。

同意第12号の安江裕尚氏は、越原〇〇にお住まいで、現在69歳、農業委員の現職であります。

同意第13号の松岡安幸氏は、越原〇〇にお住まいで、現在67歳、農業委員の現職であります。

同意第14号、田口昌克氏は、五加〇〇にお住まいで、現在62歳、農業委員の現職で、花卉栽培を中心とした認定農業者であります。

同意第15号の安江敏治氏は、越原〇〇にお住まいで、現在64歳、農業委員の現職で、トマト栽培を中心とした認定農業者でございます。

同意第16号の桂川孝枝氏は、越原〇〇にお住まいで、現在60歳、農業委員の現職で、認定農業者の親族で準ずる者でございます。

同意第17号の安江義文氏は、神土〇〇にお住まいで、現在63歳、農業委員の現職であります。

同意第18号の今井一孝氏は、越原〇〇にお住まいで、現在70歳、農業委員の現職であります。

以上12名のうち、認定農業者等は5名で、さきに御決定いただきました委員の4分の1を満たしております。

なお、任期につきましては、先ほど朗読したとおり、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年でございます。以上でございます。

○議長（今井美道君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

続いて、同意第19号について御説明申し上げます。

同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月16日提出、東白川村長。

記、氏名、今井俊郎、生年月日、昭和25年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村越原〇〇番地〇、任期、令和5年7月20日から令和8年7月19日まで。

今井俊郎氏は、越原〇〇にお住まいで、現在72歳、現在農業委員であります。

今回の任命について同意を得るに当たり、改正後の農業委員会等に関する法律第8条第6項において、農業委員会の所掌に属する事項に利害関係のない委員を1名以上確保するように求められており、農業者ではなく中立の立場で職務を執行される委員として推薦がありましたので、今井俊郎氏の任命について同意をお願いするものでございます。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決いたします。

初めに、同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第7号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することと決定しました。

次に、同意第8号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決しま

す。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第8号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第9号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第9号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第10号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第11号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第12号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第13号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第14号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第15号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第16号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第17号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第18号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第18号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第19号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求

めることについては、これに同意することに決定しました。

◎同意第20号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

日程第29、同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、安保泰男君の除斥を求めます。

〔2番 安保泰男君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第20号について御説明を申し上げます。

同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年6月16日提出、東白川村長。

記、氏名、安保泰男、生年月日、昭和29年〇月〇〇日生まれ、住所、東白川村五加〇〇番地〇、任期、令和5年7月20日から令和8年7月19日まで。

安保泰男氏は、五加〇〇にお住まいで、現在69歳、新任委員となります。

以上、御同意賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第20号 東白川村農業委員会委員の任命につき同意を求

めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

安保泰男君の除斥を解除します。

〔2番 安保泰男君 入場〕

安保泰男君に、東白川村農業委員会委員の任命につき議会が同意したことを告知します。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（今井美道君）

日程第30、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

○議会運営委員長（桂川一喜君）

令和5年6月16日、東白川村議会議長 今井美道様。議会運営委員会委員長 桂川一喜。

閉会中の継続調査の申出書になります。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1つ、会期及び会期延長の取扱いについて。1つ、会期中における会議日程について。議事日程について。一般質問の取扱いについて。その他議会運営上必要と認められる事項。議長の諮問事項に関する調査について。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（今井美道君）

委員長の申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美道君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後2時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員